Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約のしおり・約款」をご提供しています。

ご契約のしおり・約款

QRコードから閲覧する方法	右記のQRコードよりご覧ください。 ※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。
三井住友海上プライマリー生命のホームページから閲覧する方法	下記の手順でご覧ください。 1 三井住友海上プライマリー生命ホームページ(https://www.ms-primary.com)にアクセスし、「商品情報」をクリック 2 「Web版 ご契約のしおり・約款／特別勘定のしおり」をクリック 3 下記の検索コードを入力して「検索」をクリック 検索コード 0300018855

※QRコードおよび検索コードは、ご契約後にお送りする保険証券にも記載しています。

※冊子をご希望のお客さまには、申込書にチェックいただくことで、後日、三井住友海上プライマリー生命よりお送りいたします。

自然保護活動に役立てていきます。

三井住友海上プライマリー生命では、Webでの閲覧のご協力により削減される印刷費用の一部を、自然保護活動への支援金として寄付しています。

契約内容のご確認について

ご契約者の皆さまに、ご契約の成立後、三井住友海上プライマリー生命よりお申し込みいただいたご契約内容等の確認のため、ご連絡させていただく場合がございます。

ご検討、お申し込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。

「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しているものです。必ずご確認ください。

生命保険募集人について

この保険のお申し込みに際しては、必ず外貨建保険販売資格を持った生命保険募集人にご相談ください。生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申し込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。お客さまが三井住友海上プライマリー生命の生命保険募集人の登録状況・権限等に関して確認をご希望の場合には、三井住友海上プライマリー生命の下記照会先までご連絡ください。

公的保険制度についてご理解ください。

様々なリスクに備えるための保険には、「公的保険」とそれを補完する面をもつ「民間保険」があります。
その民間保険のご検討にあたっては、公的保険の保障内容をご理解いただき、そのうえで必要に応じた民間保険にご加入いただくことが重要となります。

公的保険制度は、コチラの金融庁ホームページでご確認いただけます。

この保険の正式名称は、通貨選択型特別終身保険です。

- 契約の主体はお客さまと保険会社であり、募集代理店である銀行は媒介のみを行います。保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 借入金を保険料に充当した場合、保険金額や解約払戻金額等が借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる可能性があります。したがって、保険料の借り入れを前提として本商品をお申し込みいただくことはできません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先等によっては、本商品をお申し込みいただけない場合があります。

募集代理店

株式会社みずほ銀行

お問い合わせは店舗またはフリーダイヤルへ
0120-855-519
受付時間：平日 9:00～17:00
※12月31日～1月3日、土・日曜日、祝日・振替休日はご利用いただけません。

引受保険会社

三井住友海上プライマリー生命保険株式会社

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7 八重洲ファーストフィナンシャルビル
資料請求・お問合わせ フリーダイヤル **0120-125-104**
https://www.ms-primary.com

未来に、いっそうの輝きを。
それが、私たちの願いです。

©2025 San-X Co., Ltd. All Rights Reserved.

M2504519-B5 2025.04 OT MSPL-2504-A-0018-00

2025年4月版

三井住友海上プライマリー生命の通貨選択型終身保険（生存給付金あり型）

想いの架け橋2

通貨選択型特別終身保険

契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット

「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申し込みに際しての重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。ご契約前に必ず十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

商品パンフレット P1～
契約概要 P33～
注意喚起情報 P45～
Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内 裏表紙

ご注意

この商品は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。

募集代理店 MIZUHO みずほ銀行

引受保険会社 三井住友海上プライマリー生命 MS&AD INSURANCE GROUP

「生前贈与」をより簡単に行い、大切なご家族に資産を“つなぎ”たい。

そんなご要望はございませんか?

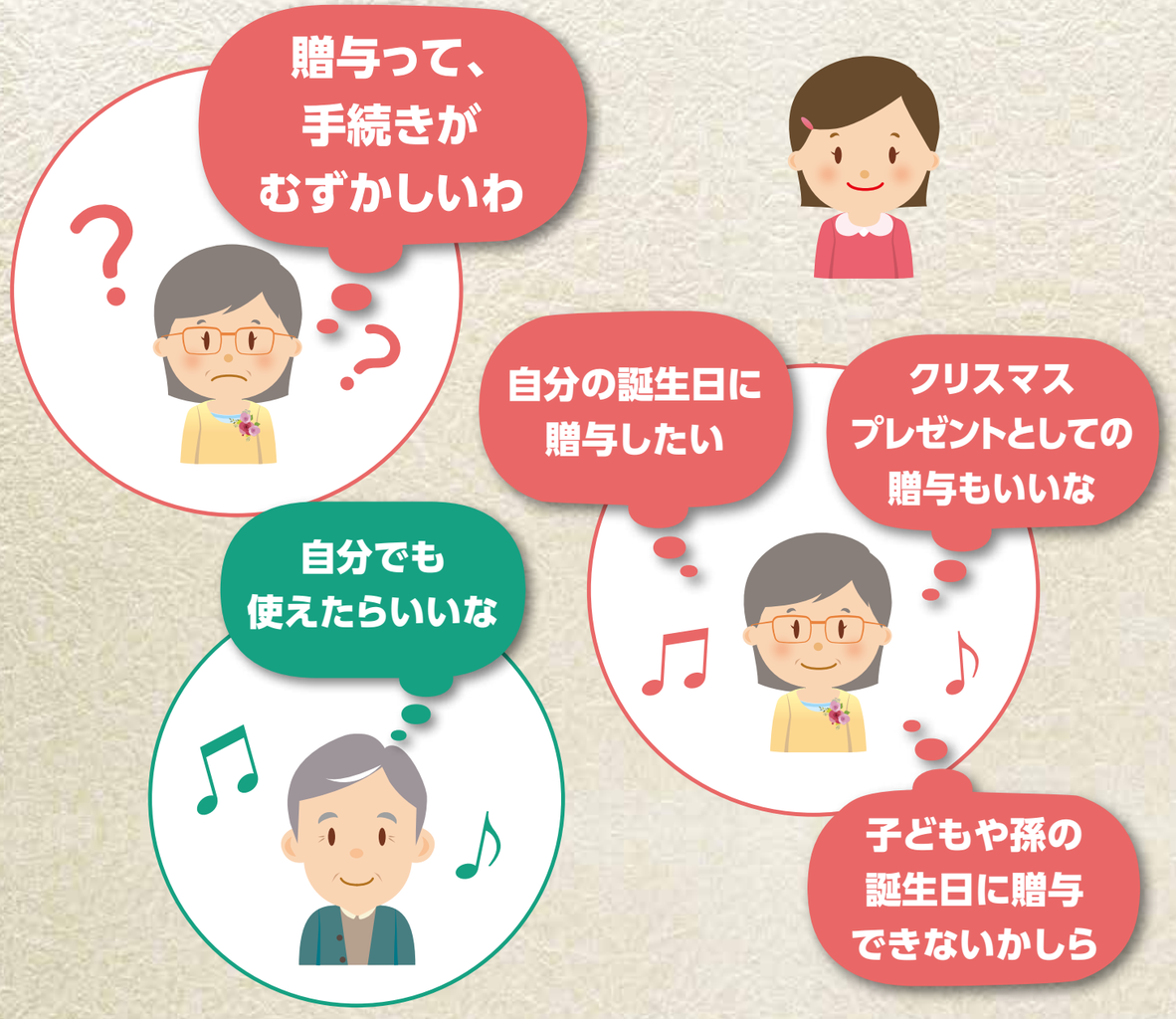

「想いの架け橋2」はご資産を大切なご家族に“つなぐ”ことができる保険です。

詳しくは次ページのPoint 1へ

Point 1 ご資産を簡単な方法で“つなぐ”ことができます。

詳しくは次ページのPoint 2へ

Point 2 外貨で運用することで、ふやしながらのこせます。(契約通貨が外貨の場合)

詳しくは次ページのPoint 3へ

Point 3 保険ならではの仕組みがあります。

詳しくは13・14ページへ

+α 生存給付金の受取人を契約者ご本人にすることもできます。

また、生存給付金をお受け取り中に生存給付金受取人をご家族に変更することもできます。

商品パンフレットにおけるご留意事項

- シミュレーションの数値は、三井住友海上プライマリー生命所定の方式により、端数処理を行っています。また、2025年4月1日現在の予定死亡率等に基づき計算されています。そのため、予定死亡率等が将来変更された場合、実際のご契約とは異なることがあります。
- 本冊子に記載の商品のイメージ図とシミュレーション(契約例)は、生存給付金支払日=契約日(2年目以降は毎年の契約応当日)としています。
- 税務取扱いの内容は2025年1月1日現在の税制に基づく一般的な解説であり、今後の税制改正等により、将来変更される可能性があります。個別の税務取扱いについては、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

「想いの架け橋2」の仕組みと特徴について

Point 1 ご資産を簡単な方法で“つなぐ”ことができます。

- 生存給付金の受取人を「ご家族」にすることで、生前贈与をすることができます。
- 贈与税の基礎控除を使って生前贈与をすることができます。
- 生存給付金の支払回数は3･5･7･10～30回からお選びいただきます。*1

*1 3回･5回･7回は契約通貨が米ドル･豪ドル、21～30回は円の場合のみお選びいただけます。

Point 2 外貨で運用することで、ふやしながらのこせます。（契約通貨が外貨の場合）

- 契約通貨は外貨（米ドル･豪ドル）･円からお選びいただけます。
- 生存給付金、死亡保険金等は外貨（米ドル･豪ドル）または特約付加により、円でお受け取りいただくことができます。
- 生存給付金を円で受け取る場合、受取時に為替手数料はかかりません。

Point 3 保険ならではの仕組みがあります。

- 一生涯の死亡保障について、「あり」「なし」を選択できます。
- 契約日の3年後から死亡保障が充実します。
- あらかじめ死亡保険金受取人をご指定いただくことにより「のこしたい人」にのこせます。また、死亡保険金の非課税枠を活用できます。

【イメージ図】［生存給付金支払回数10回、終身保障倍率3倍の場合］

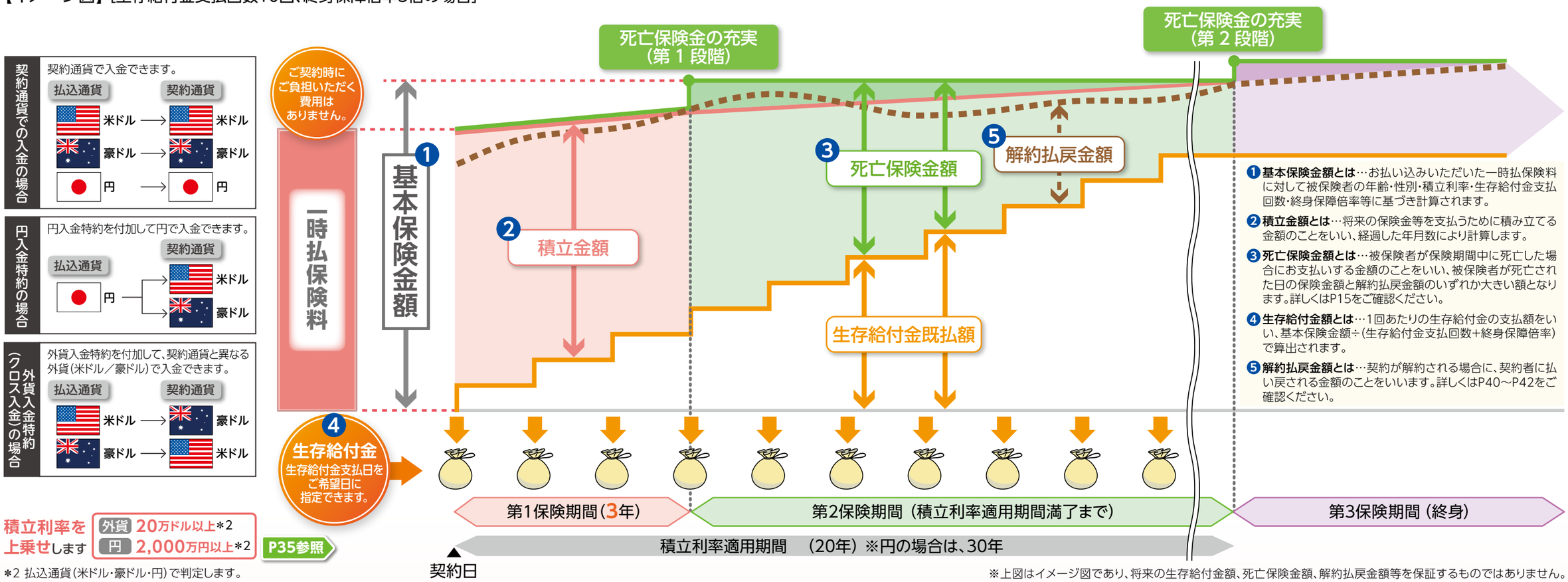

※上図はイメージ図であり、将来の生存給付金額、死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。

ご注意ください

- この保険には、お客さまにご負担いただく費用があります。また、解約時の市場金利、為替相場の変動等により、損失が生じるおそれがあります。P45～P48参照
- 基本保険金額は、お払い込みいただいた一時払保険料に対して被保険者の年齢･性別･積立利率･生存給付金支払回数･終身保障倍率等に基づき計算されます。また、基本保険金額を基に生存給付金額および第2保険期間の死亡保険金額が算出されます。

契約例 生存給付金を家族に“つなぐ” 生前贈与

終身保障倍率*1 1・3・5・10倍

※契約通貨によって選択できる終身保障倍率が異なります。

Point

- 大切な方へ生前贈与をスムーズに行うことができます。
- 一生涯の保障として、一部を“のこす”ことができます。
- 万一お亡くなりになった場合の相続の準備をすることができます。
- 生前贈与を活用して、相続財産をご家族に“つなぐ”ことができます。

〔前提条件〕

契約者・被保険者	本人	契約通貨	米ドル	積立利率	1.00%
生存給付金受取人	子	円入金額	1,000万円	生存給付金支払回数	10回
死亡保険金受取人	子	為替レート	100.00円	終身保障倍率*1	3倍
被保険者 性別	女性	一時払保険料	10.0万米ドル		
被保険者 契約年齢	65歳	基本保険金額	約10.7万米ドル		

〔契約例〕

【契約者・被保険者】本人

一時払保険料

円入金額：1,000万円

1米ドル：100.00円の場合

一時払保険料：10.0万米ドル

基本保険金額：約10.7万米ドル（一時払保険料の107%）*2

本人が負担

契約開始

【生存給付金受取人】 子

約10.7万米ドル（基本保険金額）÷ (10（生存給付金支払回数）＋3（終身保障倍率*1）) = 8,285米ドル（生存給付金額／年）

生存給付 金額

8,285米ドル × 10回 = 82,850米ドル

1米 ドル：100.00円の場合

82.8万円 × 10回 = 828万円

生前贈与として子がお受け取り

※契約通貨が外貨の場合、生存給付金円支払特約または円建支払額設定特約により円でのお受け取りの場合でも、為替手数料はかかりません。

生存給付金支払終了

【死亡保険金受取人】 子

8,285米ドル（生存給付金額）× 3（終身保障倍率*1）= 24,855米ドル（死亡保険金額）

死亡保険金額

24,855米ドル

1米ドル：100.00円の場合

248万円

相続発生時子がお受け取り

【イメージ図】

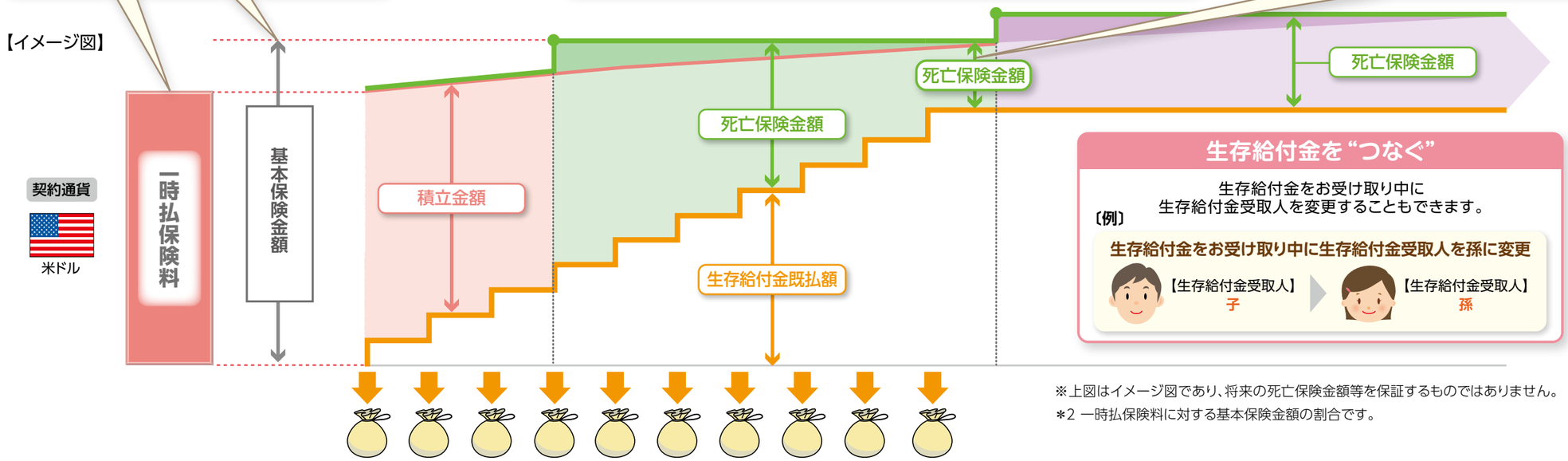

※上図はイメージ図であり、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。

*2 一時払保険料に対する基本保険金額の割合です。

生存給付金を“つなぐ”

生存給付金をお受け取り中に生存給付金受取人を変更することもできます。

〔例〕

生存給付金をお受け取り中に生存給付金受取人を孫に変更

【生存給付金受取人】子 ▶ 【生存給付金受取人】孫

ご検討にあたって

毎年受け取る生存給付金からご検討いただくこともできます。

- STEP 1 毎年の贈与額を決める（生存給付金額）
- STEP 2 贈与したい年数を決める（生存給付金支払回数）
- STEP 3 贈与した後に死亡保険金としてのこしたい金額を決める（終身保障倍率）

一時払保険料の目安をお伝えします。

*1 終身保障倍率とは

基本保険金額の内、生存給付金としてお受け取りいただく額と終身保障としてのこす額の比率を表すものです。例えば、終身保障倍率が3倍の場合は基本保険金額の内、生存給付金の1回あたりの金額×3が終身保障としてのこす額となります。終身保障倍率は契約時に所定の倍率（米ドル・豪ドル：0倍、1倍、3倍、5倍、10倍 円：0倍、5倍、10倍）からお選びいただきます。
なお、終身保障倍率が0倍の場合は基本保険金額の内、生存給付金の1回あたりの金額×0となり、終身保障としてのこす金額はありません。

生存給付金額の計算方法は

基本保険金額 ÷（生存給付金支払回数＋終身保障倍率）

例えば、生存給付金支払回数が10回、終身保障倍率が3倍の場合、生存給付金額は基本保険金額÷13となります。

生存給付金受取人の指定範囲

P27参照

ご注意ください

- 契約後に契約通貨、生存給付金支払回数および終身保障倍率を変更することはできません。

ご注意ください

- 記載の円に換算した金額は例であり、一時払保険料のお払い込み時と、生存給付金、死亡保険金のお支払い時の為替レートが同一と仮定して計算したもので、実際の金額とは異なります。
- 記載の契約例は、契約内容の一例を示すものであり、特定の契約通貨・生存給付金支払回数・終身保障倍率の組み合わせを推奨するものではありません。

契約例 生存給付金を家族に“つなぐ” 生前贈与

終身保障倍率*1	0倍

Point

- 「**終身保障不担保特約**」を付加することで、終身保障倍率0倍を選択することができます。
- **終身保障としてのこす分をなくし、基本保険金額の全額を生存給付金としてご家族に“つなぐ”こともできます。**

〔前提条件〕

契約者・被保険者	本人	契約通貨	米ドル	積立利率	1.00%
生存給付金受取人	子	円入金額	1,000万円	生存給付金支払回数	10回
死亡保険金受取人	子	為替レート	100.00円	終身保障倍率*1	0倍
被保険者 性別	女性	一時払保険料	10.0万米ドル		
被保険者 契約年齢	65歳	基本保険金額	約10.4万米ドル		

〔契約例〕

【契約者・被保険者】
本人

一時払保険料

円入金額：**1,000**万円

1米ドル：100.00円の場合

一時払保険料：**10.0**万米ドル

基本保険金額：約**10.4**万米ドル
(一時払保険料の104%)*2

本人が負担

契約開始

【生存給付金受取人】 子

約**10.4**万米ドル ÷ (**10** + **0**) = **10,451**米ドル
基本保険金額 / 生存給付金支払回数 / 終身保障倍率*1 / 生存給付金額／年

生存給付 金額

10,451米ドル × **10**回 = **104,510**米ドル

1米 ドル：100.00円の場合

104.5万円 × **10**回 = **1,045**万円

生前贈与として
子がお受け取り

※契約通貨が外貨の場合、生存給付金円支払特約または円建支払額設定特約により円で受け取ることができます。
円でのお受け取りの場合でも、為替手数料はかかりません。

生存給付金支払 終了

最終回の生存給付金の支払いをもってご契約は消滅します。

【イメージ図】

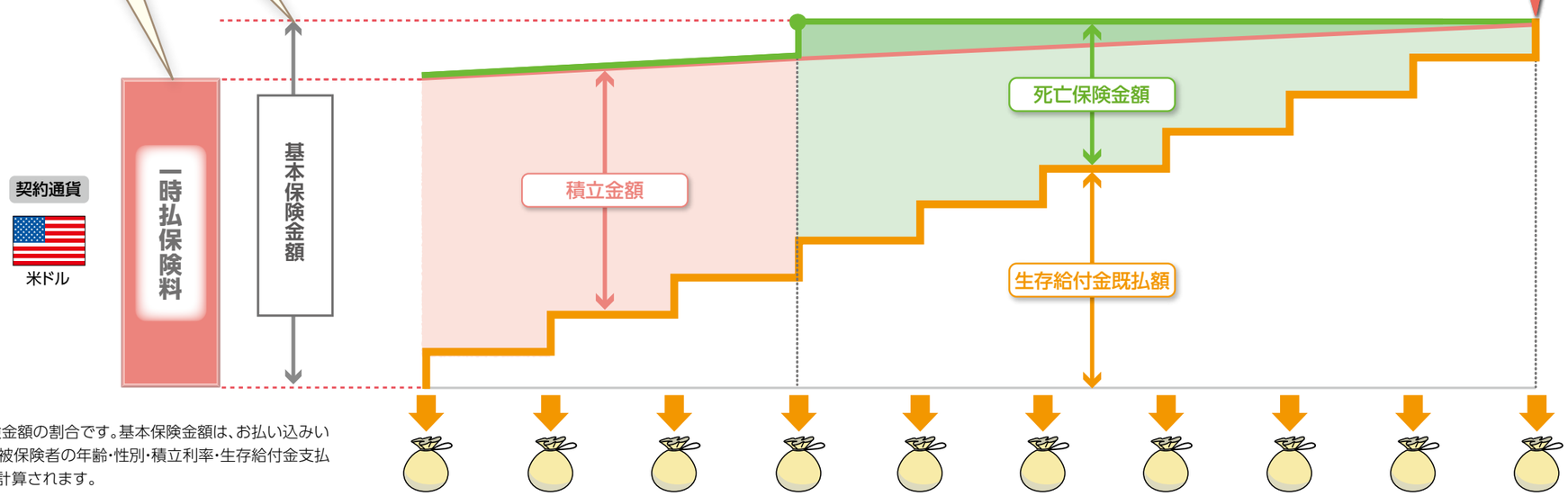

「終身保障不担保特約」は終身保障倍率を0倍とすることで、生存給付金による給付の割合を高める特約です。終身保障部分はなく、保険期間中に被保険者が死亡した場合には、将来の生存給付金の額（第1保険期間中の場合は積立金額）を死亡保険金としてお支払いします。

*2 一時払保険料に対する基本保険金額の割合です。基本保険金額は、お払い込みいただいた一時払保険料に対して被保険者の年齢・性別・積立利率・生存給付金支払回数・終身保障倍率等に基づき計算されます。

※上図はイメージ図であり、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。

*1 終身保障倍率とは

基本保険金額の内、生存給付金としてお受け取りいただく額と終身保障としてのこす額の比率を表すものです。なお、終身保障倍率0倍を選択した場合、最終回の生存給付金の支払いをもってご契約は消滅し、以後の死亡保障はありません。終身保障倍率は契約時に所定の倍率（米ドル・豪ドル ： 0倍、1倍、3倍、5倍、10倍 円：0倍、5倍、10倍）からお選びいただきます。

生存給付金額の計算方法は

基本保険金額 ÷（生存給付金支払回数+終身保障倍率）

例えば、生存給付金支払回数が10回、終身保障倍率が0倍の場合、生存給付金額は基本保険金額÷10となります。

生存給付金受取人の指定範囲

P27参照

ご注意ください

- 契約後に契約通貨、生存給付金支払回数および終身保障倍率を変更することはできません。

ご注意ください

- 記載の円に換算した金額は例であり、一時払保険料のお払い込み時と、生存給付金、死亡保険金のお支払い時の為替レートが同一と仮定して計算したもので、実際の金額とは異なります。
- 記載の契約例は、契約内容の一例を示すものであり、特定の契約通貨・生存給付金支払回数・終身保障倍率の組み合わせを推奨するものではありません。

生存給付金受取額調整機能について

指定上限額を超えた分を
繰越
生存給付金受取額調整機能

契約通貨が外貨の場合、為替リスクがあります。

・契約者と生存給付金受取人が異なる場合、**契約通貨や受取通貨にかかわらず**、毎年お受け取りいただく生存給付金について、あらかじめ、生前贈与したい上限額（指定上限額）を円で設定することができます。

・**契約通貨が外貨で、生存給付金を円で受け取る場合、為替手数料はかかりません。**
・契約通貨が外貨で、為替相場の変動等により、指定上限額を超えた場合は、超えた金額を繰越準備金として積み立てます。以後の生存給付金の円換算額が指定上限額未満となった場合、繰越準備金から充当します。

生存給付金受取人の受取上限額（指定上限額）を100万円に設定した場合

（円建支払額設定特約・Ⅱ型付加）円で繰越

【イメージ図】

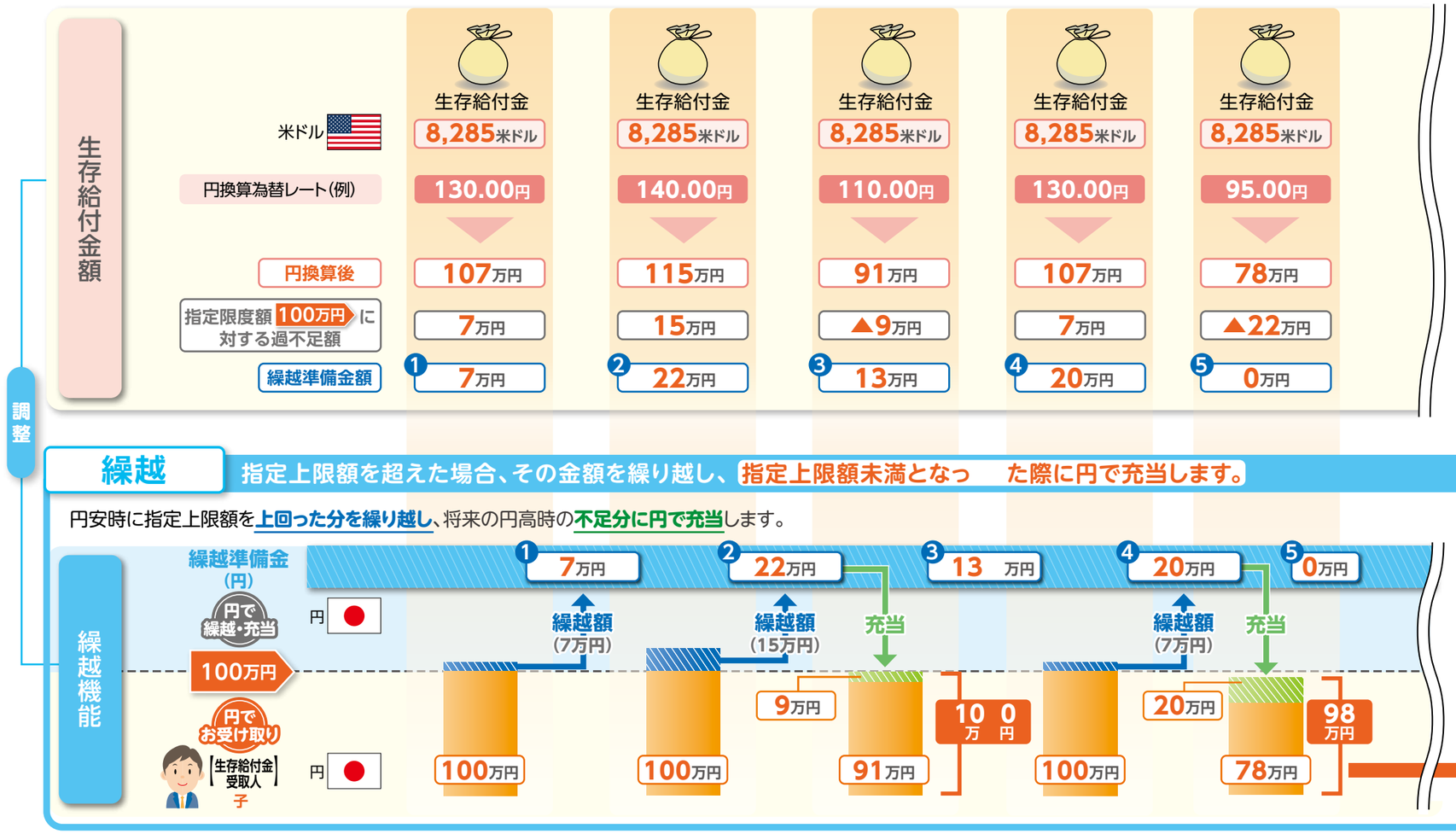

繰越　指定上限額を超えた場合、その金額を繰り越し、指定上限額未満となった際に円で充当します。

円安時に指定上限額を**上回った分を繰り越し**、将来の円高時の**不足分に円で充当**します。

〔前提条件〕

被保険者 性別	女性	為替レート	100.00円
被保険者 契約年齢	65歳	一時払保険料	10.0万米ドル
契約通貨	米ドル	基本保険金額	10.7万米ドル
円入金額	1,000万円	積立利率	1.00%
生存給付金額	8,285米ドル	生存給付金支払回数	10回
終身保障倍率	3倍		

外貨で繰り越すこともできます!

繰越準備金を契約通貨（外貨）で繰り越すこともできます。
※円建支払額設定特約・I型付加

外貨繰越のケース
円換算為替レート（例） 130.00円
繰越準備金額 ❶ 538米ドル

ご注意ください

■為替レートが円高のときや、繰越準備金の残高がないときなど、お受け取りいただく金額が指定上限額に満たない場合があります。

生存給付金の最終回の支払いにおいて、繰越準備金に余りが生じた場合は、**契約者にお支払いします**。この場合、雑所得の対象となります。

贈与税の基礎控除（110万円）が適用されます。 P18参照

※上図はイメージ図であり、実際のご契約内容を示すものではありません。
※上図は繰越機能の特徴を簡易に説明したものです。繰越準備金の利息等は考慮していません。
※生存給付金の円換算額は、万円未満を切り捨てて表示しています。

ご注意ください

■記載の為替レートは例であり、実際の為替レートは三井住友海上プライマリー生命所定の為替レートが適用されます。

■生存給付金の受取時における為替水準により、円でお受け取りいただく生存給付金額が、設定した指定上限額未満となる可能性があります。

生存給付金円建受取額指定機能について

指定上限額を超えた分を
契約者受取
生存給付金円建受取額指定機能

- 契約者と生存給付金受取人が異なる場合、毎年お受け取りいただく生存給付金について、あらかじめ、生前贈与したい上限額（指定上限額）を円で設定することができます。
- **契約通貨が外貨の場合のみ、設定できます。**
- **生存給付金を円で受け取る場合、為替手数料はかかりません。**
- 為替相場の変動等により、指定上限額を超えた場合は、超えた金額を契約者にお受け取りいただきます。

生存給付金受取人の受取上限額（指定上限額）を100万円に設定した場合

（生存給付金円支払特約付加）※前提条件についてはP10と同じ。

【イメージ図】

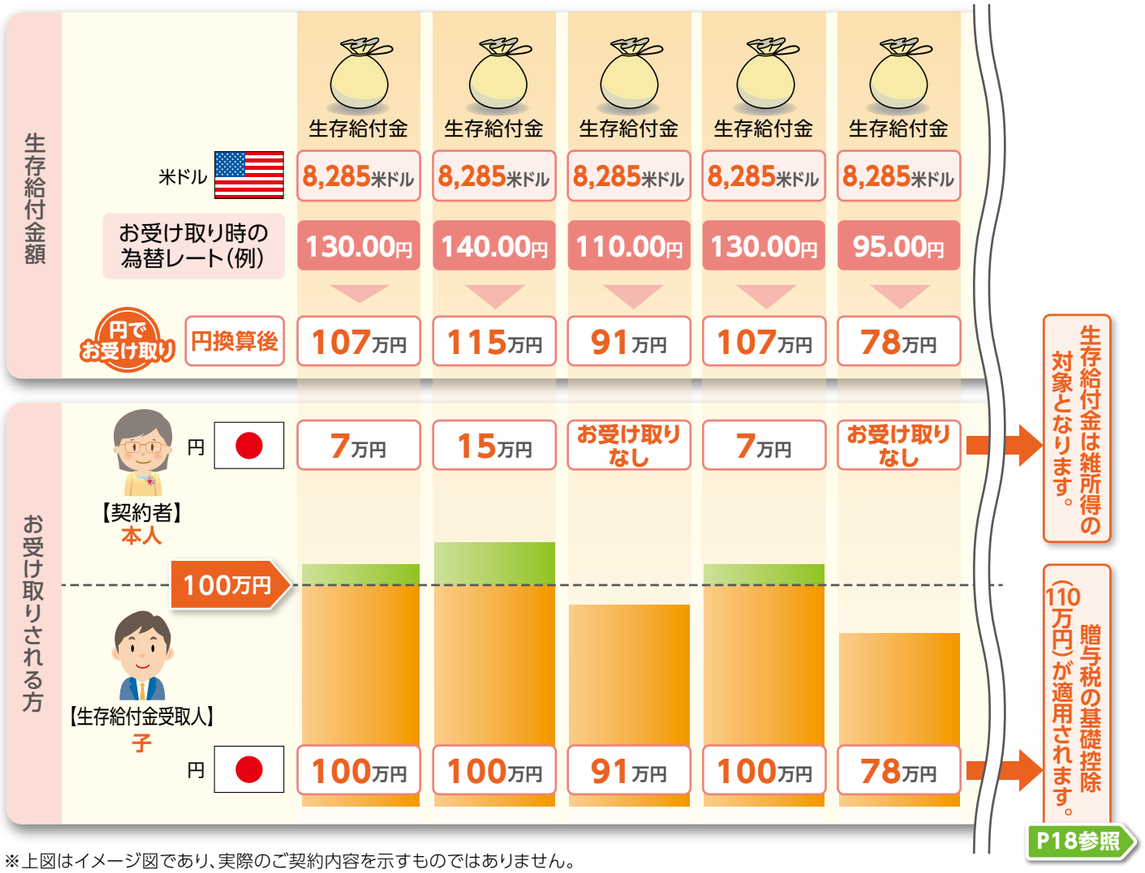

※上図はイメージ図であり、実際のご契約内容を示すものではありません。

ご注意ください

- 記載の為替レートは例であり、実際の為替レートは三井住友海上プライマリー生命所定の為替レートが適用されます。
- 生存給付金の受取時における為替水準により、円でお受取りいただく生存給付金額が、設定した指定上限額未満となる可能性があります。

繰越と契約者受取 Q&A

Q 契約通貨が外貨で、繰越を選択する場合、外貨と円どちらで繰り越すことができますか？

A 生存給付金の受取通貨を円とする場合、外貨もしくは円で繰り越せるため、どちらかを選択いただきます。契約通貨が円の場合も含め、繰越のお取り扱いできる組み合わせは、以下の通りです。

繰越

契約通貨	繰越通貨	生存給付金の受取通貨	特約・型
外貨	外貨 ※契約通貨	円	円建支払額設定特約・I型
	円		円建支払額設定特約・II型
	外貨 ※契約通貨	外貨 ※契約通貨	円建支払額設定特約（外貨支払用）
円	円	円	円建支払額設定特約（円建契約用）

Q 指定上限額を、契約の途中で設定・変更することはできますか？
また、指定上限額の設定に範囲はありますか？

A 契約の途中でも設定・変更ができます。
各指定上限額の範囲は、以下の通りです。なお、指定上限額は、円で設定いただきます。

【指定上限額の範囲】

ケース	契約通貨	受取通貨	指定上限額の範囲	特約
繰越 P9～P10参照	外貨	円	10万円以上1万円単位（生存給付金額×契約日におけるTTMの20%～130%の範囲内）	円建支払額設定特約
	外貨	外貨 ※契約通貨		円建支払額設定特約（外貨支払用）
	円	円	10万円以上1万円単位（生存給付金額の20%～130%の範囲内）	円建支払額設定特約（円建契約用）
契約者受取 P11参照	外貨	円	10万円以上1万円単位	生存給付金円支払特約

契約例 生存給付金を自分で受け取る 自分年金

Point ● 生存給付金をお受け取りいただきながら、万一お亡くなりになった場合の相続の準備をすることができます。

終身保障倍率0倍を選択し、一生涯の死亡保障を「なし」とすることで、生存給付金として基本保険金額の全額をお受け取りいただくこともできます。

〔前提条件〕

契約者・被保険者	本人	契約通貨	米ドル	積立利率	1.00%
生存給付金受取人	本人	円入金額	1,000万円	生存給付金支払回数	20回
死亡保険金受取人	子	為替レート	100.00円	終身保障倍率*2	5倍
被保険者 性別	女性	一時払保険料	10.0万米ドル		
被保険者 契約年齢	65歳	基本保険金額	約11.1万米ドル		

〔契約例〕

【契約者・被保険者】本人

一時払保険料

円入金額：1,000万円

1米ドル：100.00円の場合

一時払保険料：10.0万米ドル

基本保険金額：約11.1万米ドル（一時払保険料の111%）*1

本人が負担

契約開始

【生存給付金受取人】 本人

約11.1万米ドル ÷ (20 + 5) = 4,453米ドル

（基本保険金額 / 生存支払 給付金回数 / 終身保障倍率*2 / 生存給付金額／年）

生存給付 金額

4,453米ドル × 20回 = 89,060米ドル

1米 ドル：100.00円の場合

44.5万円 × 20回 = 890万円

本人がお受け取り

※契約通貨が外貨の場合、生存給付金円支払特約または円建 支払額設定特約により円で受け取ることができます。円でのお受け取りの場合でも、為替手数料はかかりません。

生存給付金支払終了

【死亡保険金受取人】 子

4,453米ドル × 5 = 22,265米ドル

（生存給付金額 / 終身保障倍率*2 / 死亡保険金額）

死亡保険金額

22,265米ドル

1米ドル：100.00円の場合

222万円

相続発生時 子がお受け取り

【イメージ図】

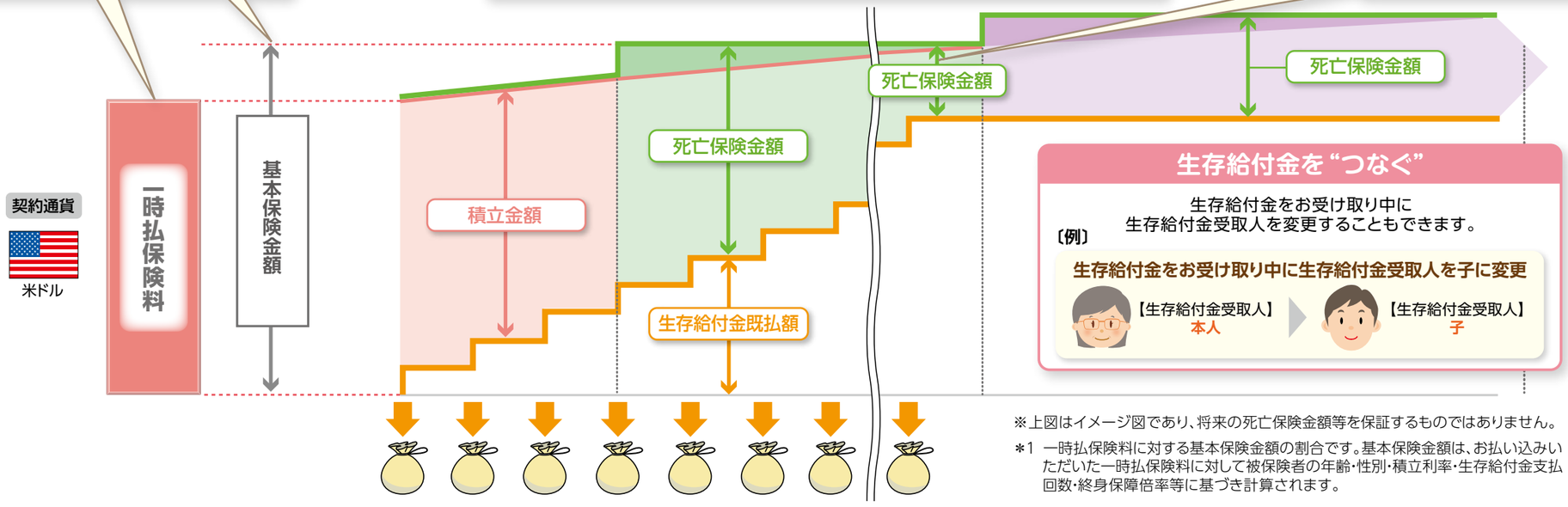

生存給付金を“つなぐ”

生存給付金をお受け取り中に生存給付金受取人を変更することもできます。

〔例〕

生存給付金をお受け取り中に生存給付金受取人を子に変更

【生存給付金受取人】本人 ▶ 【生存給付金受取人】子

※上図はイメージ図であり、将来の死亡保険金額等を保証するものではありません。

*1 一時払保険料に対する基本保険金額の割合です。基本保険金額は、お払い込みいただいた一時払保険料に対して被保険者の年齢・性別・積立利率・生存給付金支払回数・終身保障倍率等に基づき計算されます。

当商品パンフレットでの表記について

生存給付金を契約者ご自身がお受け取りいただくことで、毎年お受け取りいただく年金のように備えることができることから「自分年金」と表現しています。

*2 終身保障倍率とは

基本保険金額の内、生存給付金としてお受け取りいただく額と終身保障としてのこす額の比率を表すものです。例えば、終身保障倍率が5倍の場合は基本保険金額の内、生存給付金の1回あたりの金額×5が終身保障としてのこす額となります。終身保障倍率は契約時に所定の倍率（米ドル・豪ドル：0倍、1倍、3倍、5倍、10倍　円：0倍、5倍、10倍）からお選びいただきます。
なお、終身保障倍率が0倍の場合は基本保険金額の内、生存給付金の1回あたりの金額×0となり、終身保障としてのこす金額はありません。

生存給付金額の計算方法は

基本保険金額 ÷（生存給付金支払回数＋終身保障倍率）

例えば、生存給付金支払回数が20回、終身保障倍率が5倍の場合、生存給付金額は基本保険金額÷25となります。

生存給付金受取人の指定範囲 P27参照

ご注意ください

■ 契約後に契約通貨、生存給付金支払回数および終身保障倍率を変更することはできません。

ご注意ください

■ 記載の円に換算した金額は例であり、一時払保険料、生存給付金、死亡保険金のお支払い時の為替レートが同一と仮定して計算したもので、実際の金額とは異なります。

■ 記載の契約例は、契約内容の一例を示すものであり、特定の契約通貨・生存給付金支払回数・終身保障倍率の組み合わせを推奨するものではありません。

死亡保障

死亡保障

保険期間中に被保険者が死亡された場合、被保険者が死亡された日の下記保険金額と解約払戻金額のいずれか大きい額を死亡保険金として死亡保険金受取人にお受け取りいただきます。保険金額は以下の保険期間により、異なります。

【保険金額】

A	第1保険期間中	積立金額*1（第1保険期間中は積立利率で運用し、経過年月数に応じて増加）
B	第2保険期間中	基本保険金額 － 生存給付金額 × 既に到来した生存給付金支払日の回数
C	第3保険期間中（終身保障倍率0倍はなし）	第2保険期間満了日の保険金額*2*3に基づき、その翌日における被保険者の年齢および性別に応じて、その時点の予定利率等により計算した額

*1 生存給付金支払日を契約日（2回目以降を契約応当日）以外に指定している場合、「積立金額+積み立てている生存給付金額」と読み替えます。
*2 生存給付金支払停止特約を付加し、積立生存給付金がある場合は、積立生存給付金を加えます。
*3 第3保険期間で最終回の生存給付金を支払う場合は、第2保険期間満了日の保険金額から生存給付金額を控除した額に基づき計算します。
※ 生存給付金支払停止特約を付加し、積立生存給付金がある場合は、積立生存給付金を加えた額を第1、第2保険期間中の死亡保険金額とします。

【イメージ図】［生存給付金支払回数10回、終身保障倍率3倍の場合］

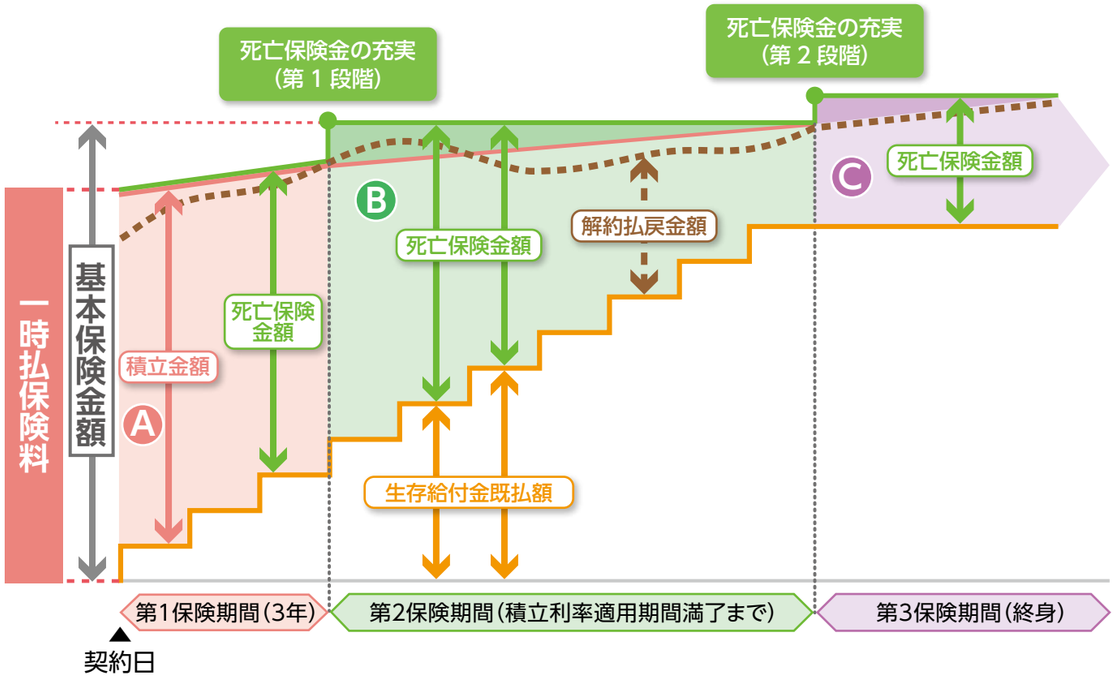

※上図はイメージ図であり、将来の生存給付金額、死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。

ご注意ください

- 死亡保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。
- 第2保険期間中は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除するため、第1保険期間と異なり、積立金額は積立利率で運用されるものではありません。
- **終身保障倍率0倍を選択した場合、最終回の生存給付金の支払いをもってご契約は消滅し、以後の死亡保障はありません。**

家族への安心のポイント

■ 死亡保険金受取人を指定できます。

ご契約の際にあらかじめ死亡保険金受取人を指定いただくことにより「のこしたい人」へのスムーズな財産承継を生前から準備いただけます。

【例】

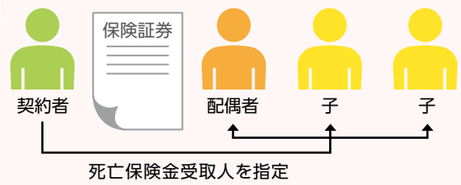

- 死亡保険金受取人は**被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族**をご指定いただけます。

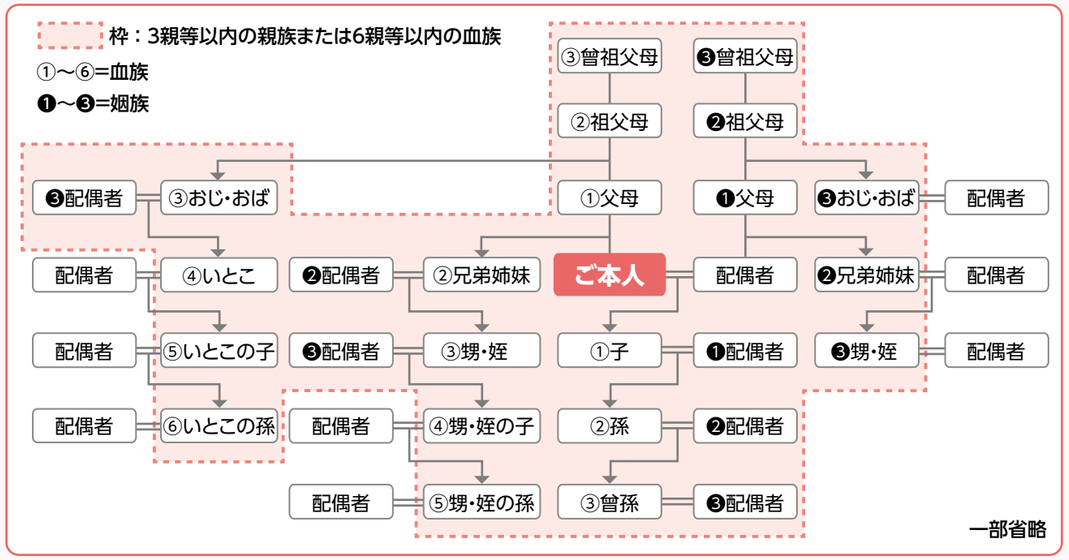

■ すぐに死亡保険金をお受け取りいただけます。

死亡保険金は、所定の手続きを行っていただくことにより迅速に支払われ、すぐに使える資金として活用いただけます。銀行預金等の相続財産は「遺産分割協議」の対象となりますが、死亡保険金は遺産分割協議の対象外です。

※ 死亡保険金請求権は、受取人固有の財産とされています。（ただし、最高裁の判例において、諸般の事情を考慮して相続人間に著しい不公平が生じる場合には、特別受益に準じて持ち戻しの対象になるとされています）。
※ 保険金支払の事実確認を行うことで、お支払いまでに日数がかかる場合があります。詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

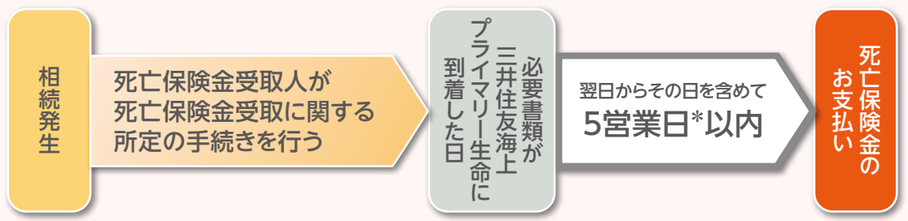

＊ 不備の無い必要書類が三井住友海上プライマリー生命に提出された場合の日数です。

税務のお取り扱い

生存給付金の税制上のお取り扱い（契約者と生存給付金受取人が同一人の場合）

毎年お受け取りになる生存給付金は、**雑所得として所得税の課税対象**となります。以下の方法で計算された雑所得金額が他の所得と合算して総合課税されます。
※別途、住民税の課税対象となります。

雑所得金額 ＝ その年ごとに受け取る 円換算生存給付金額 － 必要経費

生存給付金受け取り時の課税の計算例

【前提条件】

- 一時払保険料:100,000米ドル
- 円換算後の一時払保険料:1,000万円（換算為替レート:100円）
- 積立利率:1.00%
- 生存給付金額:8,285米ドル
- 生存給付金支払回数:10回
- 終身保障倍率:3倍
- 契約日:4月1日、生存給付金の支払日:7月1日
- 第1回生存給付金支払日の前営業日のTTM:101円
  第2回生存給付金支払日の前営業日のTTM:110円

【生存給付金額の計算】

円換算生存給付金額 第1回 8,285米ドル × 101円 ＝ 836,785円

円換算生存給付金額 第2回 8,285米ドル × 110円 ＝ 911,350円

●まずは、必要経費割合を計算します

$$\text{必要経費割合} = \frac{\text{円換算一時払保険料}}{\text{円換算生存給付金支払総額}^{*1}+\text{円換算終身保障金額}^{*2}}$$

$$\frac{10,000,000\text{円}}{836,785\text{円}\times10+836,785\text{円}\times3} = \frac{10,000,000}{10,878,205} = 0.92$$

（小数点第3位以下を切り上げ）

必要経費 第1回　円換算生存給付金額 836,785円 × 必要経費割合 0.92 ＝ 769,843円（円未満を切り上げ）

必要経費 第2回　円換算生存給付金額 911,350円 × 必要経費割合 0.92 ＝ 838,442円（円未満を切り上げ）

＊1（円換算生存給付金額 第1回 × 生存給付金支払回数）　＊2（円換算生存給付金額 第1回 × 終身保障倍率）

【雑所得の計算】

		その年ごとに受け取る円換算生存給付金額		必要経費		
雑所得金額	第1回	＝ 836,785円	－	769,843円	＝	66,942円
雑所得金額	第2回	＝ 911,350円	－	838,442円	＝	72,908円

※この計算例は、実際にお客さまに適用される課税関係を説明するものではなく、実際のご契約条件や税制およびその解釈ならびにそれらの将来の変更等の事情により、異なることがあります。
※生存給付金等に付される利息は考慮していません。

参考　年金所得者の申告不要制度

年金所得者にとって、確定申告は申告手続き自体が負担となることも多いため、2011年分の所得税から「確定申告不要制度」が導入されました。下記の条件全てに当てはまる場合、確定申告は不要です。

1. 公的年金等の収入金額の合計金額が400万円以下
2. 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

※1の公的年金等の収入金額の合計が400万円以下であっても、それ以外の所得が20万円超である場合は確定申告が必要です。
※2の所得金額とは1以外の総収入金額（給与所得・生命保険や共済等の契約に基づく年金・生命保険の満期返戻金等）から必要経費等を差し引いた金額です。
※本制度は公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合に適用となります（2015年分以後に限ります）。
※本制度は2025年1月1日現在のもので、将来変更される可能性があります。
※住民税については、申告が必要な場合もあります。

生存給付金の税制上のお取り扱い（契約者と生存給付金受取人が別人の場合）

贈与税の課税対象となります。
贈与税の課税方式は「暦年課税」と「相続時精算課税」があり、それぞれ**年間110万円まで**の基礎控除があります。

・贈与税は1月1日から12月31日までの1年間が対象で、**本商品の生存給付金にかかる、贈与の効力発生日は生存給付金支払日となります。**実際に生存給付金が入金となった日ではありませんのでご留意ください。
・契約通貨が外貨の場合の生存給付金は、受取通貨によって以下の為替レートで円換算した金額により評価されます。

契約通貨	受取通貨	換算時為替レート
外貨	円	生存給付金支払日の前営業日*のTTM
	外貨	生存給付金支払日のTTB

＊ その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直前のその金融機関の営業日とします。また、その日が契約日以前の日となる場合は直後の金融機関の営業日とします。

基礎控除額　毎年 110万円

ご注意ください

- 「暦年課税」を選択した場合、相続開始前7年以内に贈与を受けた財産は、原則として相続税の対象となります。毎年、贈与税の申告をしていた場合も同様の取扱いとなります。
- 「相続時精算課税」を選択した場合、「暦年課税」に変更することはできません。
- 「暦年課税」および「相続時精算課税」の制度の詳細については、P21をご覧ください。

死亡保険金の税制上のお取り扱い（契約者と被保険者が同一人の場合）

相続税の課税対象となります。
法定相続人が死亡保険金を受け取った場合、相続税には、死亡保険金の非課税枠*1があります。

非課税限度額 ＝ 500万円 × 法定相続人の数*2

＊1 法定相続人（相続を放棄した方や相続権を失った方は含まれません）以外の人が受け取った死亡保険金には非課税枠の適用はありません。
＊2 法定相続人の数には、相続を放棄した人を含み、養子がいる場合には算入する養子の数に制限があります。

参考 「想いの架け橋2」を活用した暦年贈与

「想いの架け橋2」を活用して、生前贈与したい方に生存給付金をお支払いすることで、贈与における手続きが簡略化ができます。

一般的に暦年贈与を行う場合には、以下の対応が必要です。

贈与の都度、「贈与契約書」を作成（贈与取引の記録を残すため）

贈与する方の口座から贈与を受ける方の口座への振込手続き

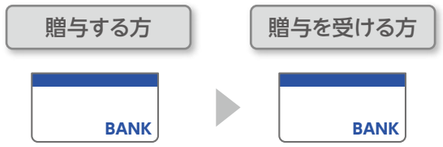

「想いの架け橋2」なら、以下のように手続きが簡略化できます！

三井住友海上プライマリー生命が発行するお支払通知を、契約者から贈与を受ける方（生存給付金受取人）への生存給付金お受け取りの記録として利用いただけますので、贈与契約書の作成は不要です。

贈与を受ける方（生存給付金受取人）の口座へ、三井住友海上プライマリー生命がお振り込みをいたします。

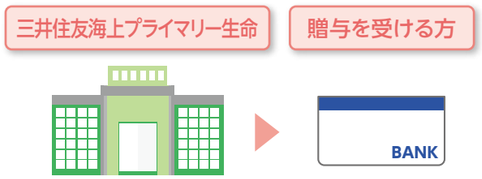

本商品による贈与は、「生存給付金のお受け取りが確定していないこと」や「生存給付金受取人の変更が可能であること」等の理由から、定期金に関する権利の贈与*に該当しません。

*定期的に金銭等を受け取る権利のことを「定期金に関する権利」といい、その権利を贈与することを意味します。各年の贈与財産の合計額が110万円以下の場合、贈与税はかかりませんが、例えば、10年間にわたって毎年100万円ずつ贈与する約束をした場合、1年毎に贈与が行われると考えるのではなく、約束した年に、「定期金に関する権利（10年間にわたり毎年100万円ずつ受け取る権利）」の贈与を受けたものとみなされて贈与税がかかります。

※保険料負担者以外の者が受け取る生存給付金について、生存給付金の支払事由の発生の都度贈与税の課税対象になるものと解して差し支えない旨、2015年5月28日付で東京国税局より文書回答が行われています。当商品についても、税務当局に照会を行い、上記文書回答の内容同様に取り扱って差し支えない旨を確認しております。

※毎年、三井住友海上プライマリー生命から契約者へ事前案内を送付し、生存給付金受取人・支払内容の変更の要否についてご確認いただきます。

生存給付金のお受け取りに関する事務取り扱い

初回のお受け取り手続きについて

初回の生存給付金支払にあたっては、請求手続きが必要となります。

ご契約のお申し込みと一緒に、請求手続きをしてください。

生前贈与（契約者≠生存給付金受取人）	ご契約のお申し込みと一緒に生存給付金の請求手続きができない場合

ご契約の成立後に生存給付金受取人へ請求書類を送付します。

書面またはスマートフォンでご請求

不備のない請求書類が三井住友海上プライマリー生命に到着

生存給付金支払日に被保険者が生存されている場合、生存給付金をご指定の口座へお振り込み*1

*1 不備のない請求書類の到着、かつご契約の成立が要件となります。

ご注意ください

■ 契約者は、ご自身以外を生存給付金受取人に指定する場合、必ず事前に、指定した生存給付金受取人に生存給付金の受け取りについて説明し、了解を得てください。

2回目以降のお受け取り手続きについて

	生前贈与（契約者≠生存給付金受取人）	自分年金（契約者=生存給付金受取人）
生存給付金支払日 **約3ヵ月前**	契約者あてに事前案内を送付します。（生存給付金受取人・支払内容を変更しない場合、お手続きは不要です。）	
生存給付金支払日 **約2ヵ月前**	生存給付金受取人あてに事前案内を送付します。*2 生存給付金受取人・支払内容の変更が無い場合、**2回目以降のお受け取りのお手続きは不要です。**	―
生存給付金支払日	生存給付金支払日に被保険者が生存されている場合、生存給付金をご指定の口座へお振り込みいたします。*3	

*2 ・契約者により、生存給付金受取人・支払内容が変更された場合には、生存給付金受取人によるお受け取りのお手続きが必要となります。
・生存給付金支払日の約2カ月前に生存給付金受取人に対して請求書類を送付しますので、三井住友海上プライマリー生命に請求書類をご提出ください。

*3 不備のない請求書類の到着が要件となります。

※上記手続きについて、将来変更となる可能性があります。

参考 暦年課税と相続時精算課税について

2つの制度の概要

贈与税の課税方式は「暦年課税」（通常の贈与）と一定の要件に該当する場合に選択することができる「相続時精算課税」があります。
令和5年度税制改正（2024年1月1日以後適用）により、「相続時精算課税」に非課税枠として基礎控除が新設されました。いずれの制度も年間の基礎控除額内での贈与であれば、申告不要となり、簡易に贈与いただけます。

		暦年課税	相続時精算課税
対象者	贈与者	制限なし	60歳*1以上の父母、祖父母
	受贈者	制限なし	18歳*1以上の子ども、孫
贈与時	贈与税額の計算	（贈与額−110万円）×税率−控除額	（贈与額−110万円*2−2,500万円*3）×20%
	贈与税の納付	贈与税がある場合のみ納付	贈与税がある場合のみ納付（相続時に精算）
	基礎控除	**あり（年間110万円）**	**あり（年間110万円）**＊2
相続時	贈与財産の金額	贈与時の時価	贈与時の時価*4
	税金の算出	贈与財産は相続税の計算に関係しない。ただし、相続開始前**7年**以内は加算	相続財産に贈与財産（贈与時の時価*4）を加算して相続税を計算

＊1 贈与があった年の1月1日における年齢となります。
＊2 基礎控除（年間110万円）は、2024年1月1日以後の贈与から適用されます。
＊3 2年目以降は2,500万円の残額となります。
＊4 相続時精算課税で贈与を受けた土地・建物が、2024年1月1日以後に生ずる災害により一定以上の被害を受けた場合には、相続時にその課税価格を再計算します。

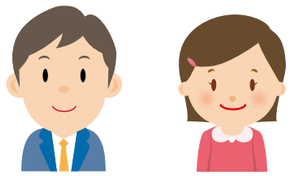

暦年課税

- 贈与税の非課税枠として年間110万円の基礎控除があります。
- 1年間（1月1日から12月31日まで）に贈与を受けた財産の価額の合計額が110万円を超える場合には、贈与税の申告と納税が必要になります。
- 暦年課税による贈与の場合、相続開始前7年以内に贈与を受けた金額が相続財産に加算されます。

改正のポイント① 加算期間の延長

贈与を受けた金額が相続財産に加算される期間（本冊子では「加算期間」と表示します）について、2024年1月1日以後の相続から、改正前の3年間から7年間に延長されます。
なお、延長された4年間に受けた贈与のうち、総額100万円までは相続財産に加算されません。

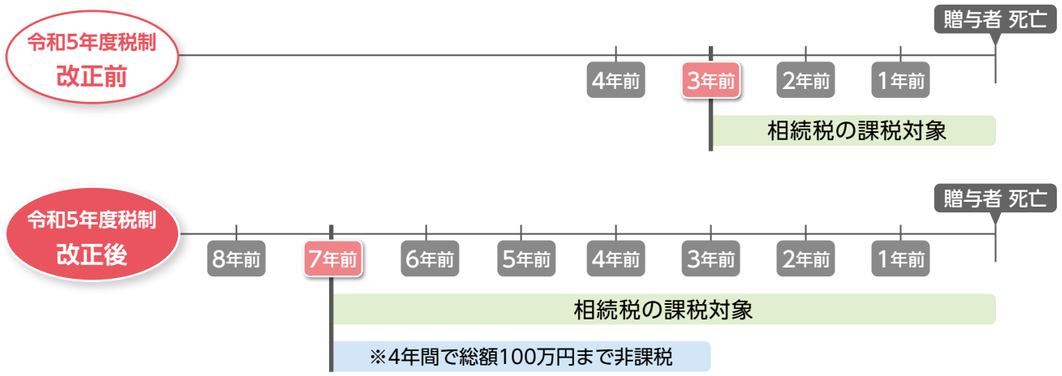

改正のポイント② 死亡年別加算期間の考え方

加算期間は**2027年1月1日から段階的に延長され、2031年1月1日から7年になります。**

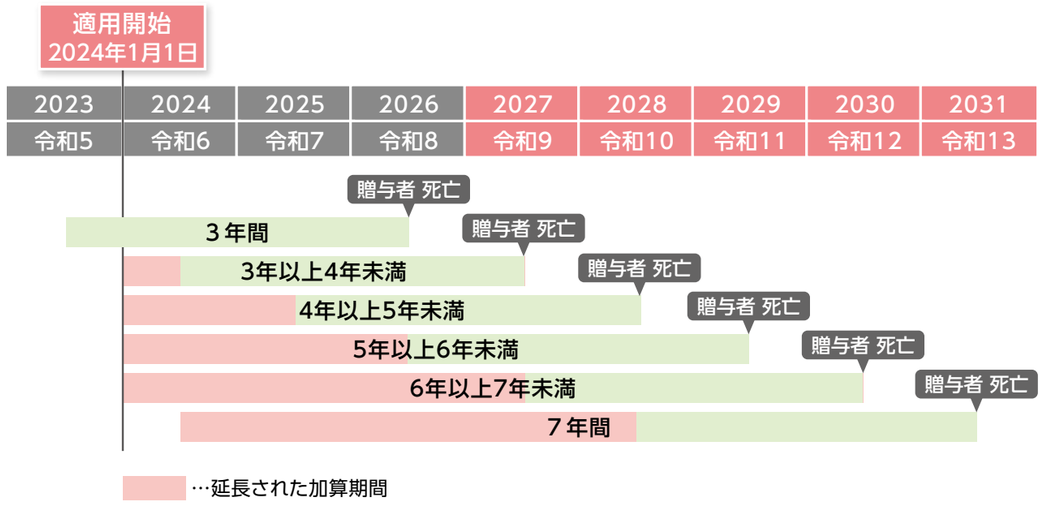

参考 暦年課税と相続時精算課税について

相続時精算課税

・贈与税の非課税枠として年間110万円の基礎控除があります。
・基礎控除を超えた贈与のうち通算2,500万円までは、特別控除として贈与税は非課税となります。
　また、特別控除の2,500万円を超えた場合、超えた額に対して20%の贈与税が課税されます。
・相続時精算課税を選択した贈与は、相続発生時の相続財産へ加算されますが、基礎控除部分は
　相続財産に加算されません（特別控除の2,500万円は相続財産へ加算されます）。
・相続時精算課税を選択した場合は、暦年課税に変更できません。

【イメージ】

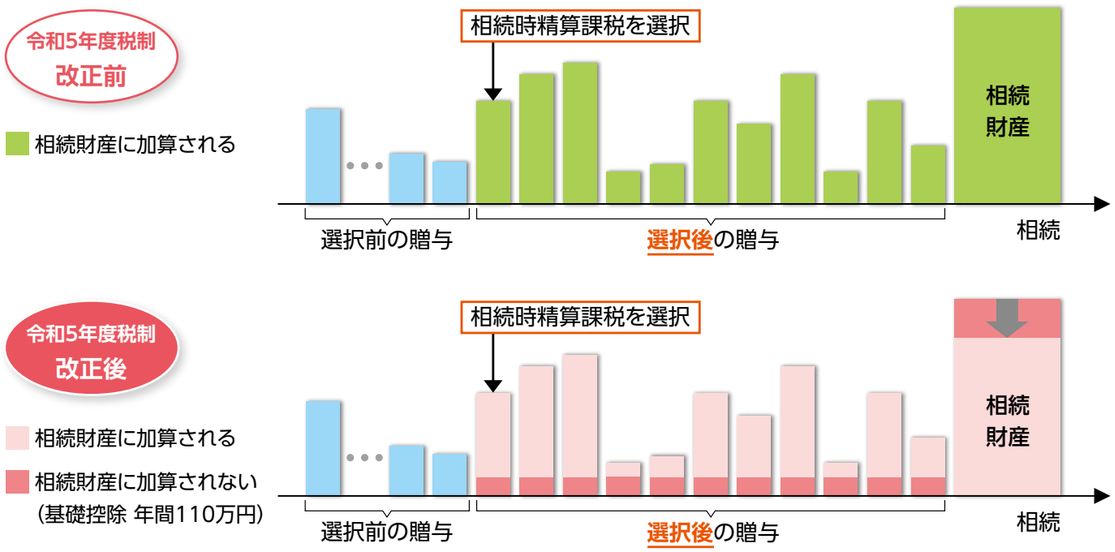

Q 受贈者（財産を受け取った人）が「相続時精算課税」を選択する場合、
公的機関への申請手続が必要ですか？

A はい。「相続時精算課税選択届出書」を贈与税の申告期限
（贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日）までに提出する必要があります。
受贈者（財産を受け取った人）が、納税地の所轄税務署長に提出します。

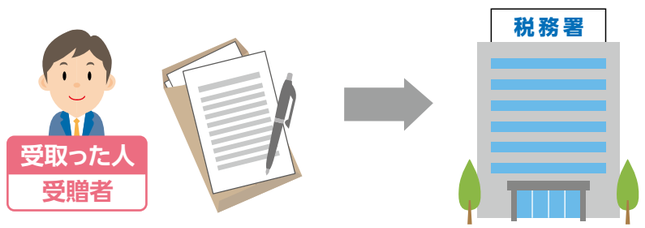

令和5年度税制
改正後

【計算例】

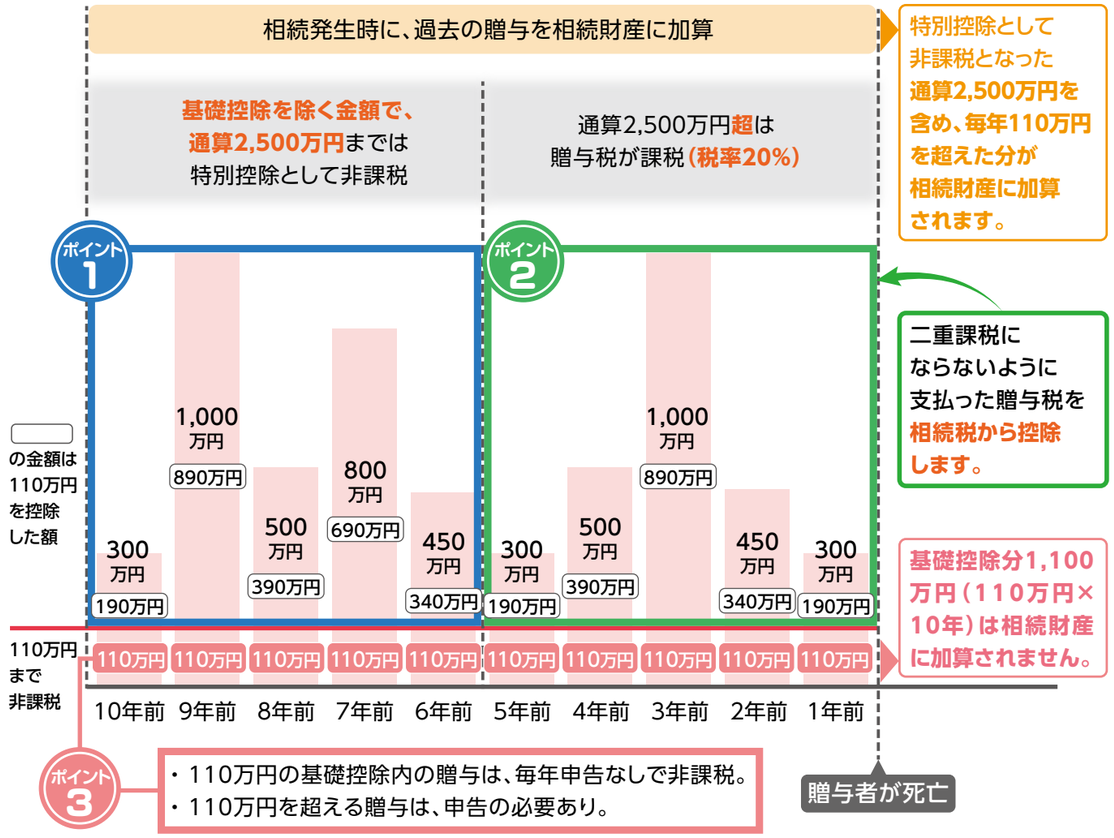

ポイント1

（10年前）190万円
（9年前）890万円
（8年前）390万円
（7年前）690万円
＋（6年前）340万円
2,500万円

通算2,500万円までは、毎年の
贈与税は非課税ですが、
相続財産に加算されます。

ポイント2

通算2,500万円を超えているので、
（5年前）190万円
（4年前）390万円
（3年前）890万円
（2年前）340万円
（1年前）190万円
に対して毎年20%の贈与税がかかります。
なお、相続発生時の相続財産に加算されますが、
二重課税にならないように支払った贈与税を
相続税から控除します。

毎年、ご希望の日に贈与することができます

アニバーサリー機能

生存給付金支払日を契約者のご希望日に指定できます。

・初回の生存給付金支払日は、契約日から翌年の契約応当日までの間で指定することができます。
・2回目以降の生存給付金の支払日は、初回の支払日の毎年の応当日となります。

(例)記念日での贈与として

■ **生存給付金支払日として、毎年決まった日付を指定することができます。**

毎年孫の誕生日に、生存給付金を贈与したいのよね。

■ **次のような声にもお応えできます。**

結婚記念日に妻への感謝として贈与をしたい。

自分の誕生日に贈与したい。誕生日を忘れないでほしい。

(例)翌年の贈与として

■ **生存給付金支払日を、翌年に指定することができます。**

今年の贈与税の基礎控除(110万円)は、既に使ったのよね。

■ **生存給付金は、原則、生存給付金支払日にご指定の口座に着金します(生存給付金支払日が三井住友海上プライマリー生命の非営業日の場合は、翌営業日の着金となります)。**

※ただし、生存給付金受取人の口座が、ゆうちょ銀行、証券総合口座の場合を除きます。
また、お受け取りの通貨が外貨の場合を除きます。

生存給付金支払日を変更することができます

2回目以降の生存給付金の支払日は、初回の支払日の毎年の応当日となりますが、支払日の変更が可能です。
ただし、支払日の変更は、翌年の契約応当日以後の適用となります。

(例)

契約日にすぐに受け取ったけど、2回目以降は自分の誕生日に受け取りたい。

●**前提条件**　契約日…2024年12月1日
契約者(生存給付金受取人)の誕生日…9月10日

●**ご希望**　生存給付金支払日
1回目　契約日(2024年12月1日)
2回目以降　**契約者の誕生日(9月10日)に変更したい。**

●**お取り扱い**　生存給付金支払日
1回目　2024年12月1日
2回目　2026年9月10日**(2025年9月10日に変更できません)**

2回目は、2025年12月1日～2026年12月1日の間で生存給付金支払日の変更が可能です。

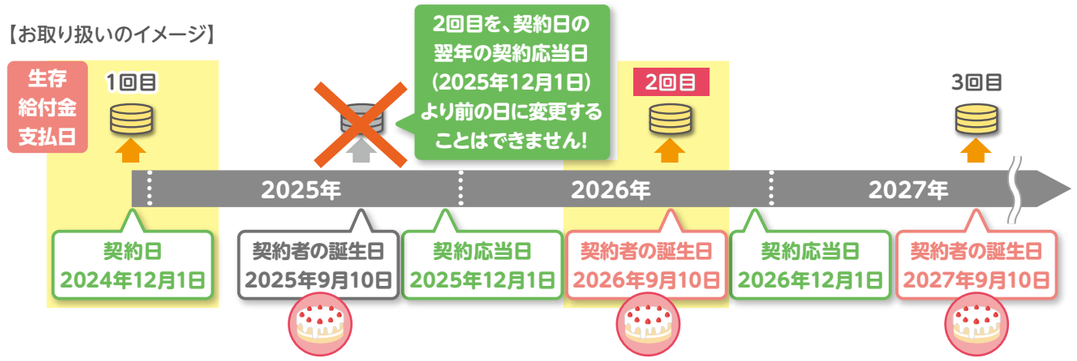

生存給付金の支払停止機能

お客さまのご要望に応じて、生存給付金の支払いを停止することができます。

	支払いを停止した生存給付金のお取扱い
終身保障倍率0倍	所定の利率で利息を付けて積み立て、最終回の生存給付金支払時に契約者にお支払いします。
終身保障倍率1倍以上	所定の利率で利息を付けて積み立て、第3保険期間の保険金額を計算する原資に加算します。

ご注意ください

■ **生存給付金の支払いを停止した場合、以後、生存給付金の支払いを再開することはできません。**
■ 生存給付金支払日を1回以上迎えたご契約のみ支払いを停止することができます。
■ 支払いを停止した生存給付金については、主契約の積立利率とは異なる、三井住友海上プライマリー生命所定の利率で運用します。
この利率は、生存給付金支払日およびその年単位の応当日ごとに毎年適用されます。

ご契約および各種お取り扱いについて

契約通貨		米ドル	豪ドル	円
契約年齢 （契約日における被保険者の満年齢）		0歳～90歳		
一時払保険料	最低保険料	3万米ドル （1米ドル単位）	3万豪ドル （1豪ドル単位）	300万円 （1万円単位）
		※円入金特約・外貨入金特約を付加した場合は、払込通貨により判定します。		
	最高保険料	基本保険金額が契約日における円入金特約で適用する為替レートで換算して10億円となる保険料		基本保険金額が10億円となる保険料
		※三井住友海上プライマリー生命の既契約がある場合、ご加入の限度額があります。 詳しくは、P39をご覧ください。		
生存給付金支払回数		3回・5回・7回・10～20回		10～30回
終身保障倍率		0倍・1倍・3倍・5倍・10倍		0倍・5倍・10倍

【生存給付金支払回数と終身保障倍率の組み合わせ】
生存給付金支払回数と終身保障倍率の組み合わせにつきましては、以下の通りとなります（「－」はお取り扱いしない組み合わせ）。

		終身保障倍率							
		米ドル・豪ドル					円		
		0倍	1倍	3倍	5倍	10倍	0倍	5倍	10倍
生存給付金支払回数	3回	－	○*	－	－	－	－	－	－
	5回	○*	－	○	－	－	－	－	－
	7回	○	－	－	－	－	－	－	－
	10回	○	○	○	○	－	○	○	－
	11～20回	○	○	○	○	○	○	○	○
	21～30回	－	－	－	－	－	○	○	○

＊ 契約年齢が76歳以上のお取り扱いとなります。
※通貨・金利環境等により一部のお取り扱いを停止する場合があります。

積立利率適用期間		契約日から20年	契約日から30年
		※終身保障倍率0倍を選択した場合は、生存給付金支払回数から1を差し引いた年数となります。	
保険期間（終身）	第1保険期間	契約日から3年	
	第2保険期間	契約日の3年後から積立利率適用期間満了まで	
	第3保険期間	積立利率適用期間満了後、終身　※終身保障倍率0倍を選択した場合、第3保険期間はありません。	
契約日		一時払保険料が三井住友海上プライマリー生命所定の口座に着金した日	
契約者		被保険者の3親等以内の血族または配偶者	
死亡保険金受取人		被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族	
生存給付金受取人		契約者本人、契約者の3親等以内の親族または6親等以内の血族 なお、契約者と被保険者が異なる場合は契約者または被保険者	
保険料の払込方法		一時払のみ	
クーリング・オフのお取り扱い		クーリング・オフ制度（お申し込みの撤回・契約の解除）の対象です。 クーリング・オフ制度についての詳細は、P50～P51をご覧ください。	
増額・一部解約		お取り扱いいたしません。	

付加できる主な特約	終身保障不担保特約、円入金特約、外貨入金特約、円支払特約、生存給付金円支払特約、円建支払額設定特約、円建支払額設定特約（外貨支払用）、円建支払額設定特約（円建契約用）、遺族年金支払特約、指定代理請求特約、生存給付金支払停止特約

指定代理請求特約について

被保険者が生存給付金受取人である契約において、その生存給付金受取人に生存給付金を請求できない特別な事情がある場合、契約者によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、生存給付金受取人にかわって生存給付金を請求することができる特約です。
（詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。）

諸費用について

この保険に係る費用についての詳細は、P45～P48をご覧ください。

解約について

この保険を解約した場合には、解約控除がかかります（一部解約を行うことはできません）。
解約についての詳細は、P40～P42をご覧ください。

積立利率と為替レートのお問い合わせ

ご契約に際しては、最新の下記情報を三井住友海上プライマリー生命のホームページ等でご確認ください。

積立利率	第1保険期間中の積立金額*1、基本保険金額、生存給付金額等を計算するために、契約日、契約通貨、生存給付金支払回数、終身保障倍率に応じて定める利率です。
指標金利	積立利率の設定に際して参考にするほか、解約等の際の市場調整額の計算に用いられる金利です。
為替レート	円入金特約を付加して保険料を円で入金する場合と外貨入金特約を付加して保険料を契約通貨と異なる外貨（米ドル⇔豪ドル）で入金する場合に適用される、三井住友海上プライマリー生命が定めるレート*2です。

*1 第2保険期間中は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除するため、積立金額が積立利率で運用されるものではありません。
*2 通貨ごとに、米ドル（USD）：午前10時30分以降、豪ドル（AUD）：午前11時00分以降よりご案内しております。外貨入金特約は米ドル（USD）・豪ドル（AUD）とも午前11時00分以降となります。

三井住友海上プライマリー生命

フリーダイヤル
0120-125-104

最新の積立利率・為替レートはこちら▶

※上記の情報については、万全を期しておりますが、システム障害等の影響で万一誤差脱漏が生じた場合、その内容について一切の責任を負いかねます。詳しくは、三井住友海上プライマリー生命までお問い合わせください。

孫が死亡保険金を受け取った場合の 生存給付金のお取り扱い

Q 生存給付金受取人を孫にした場合、相続開始前7年以内に贈与を受けた財産は、相続税の課税対象にならないと考えてよいですか?

A 死亡保険金を孫が受け取った場合、相続開始前7年以内に贈与を受けた財産は、相続税の課税対象となります。

前提条件
- 相続開始前の直近7年間 生存給付金受取総額:100万円×7年=700万円
- 死亡保険金:1,000万円
- 暦年課税を選択

契約例 死亡保険金を子が受け取った場合

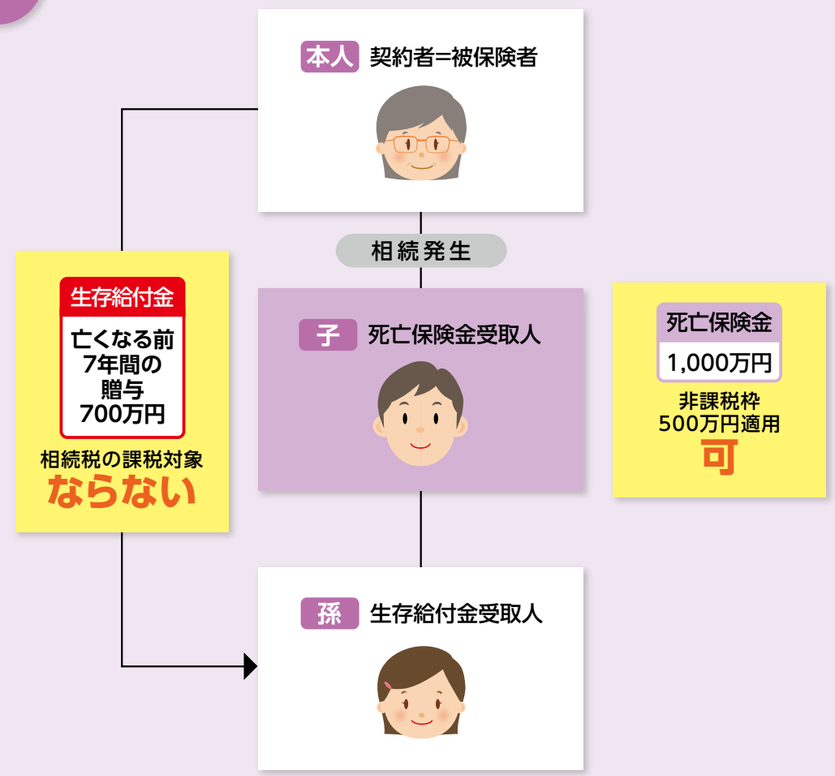

法定相続人ではない孫において、他に相続財産がなければ、贈与を受けた財産は、相続税の課税対象となりません。

契約例 死亡保険金を孫が受け取った場合

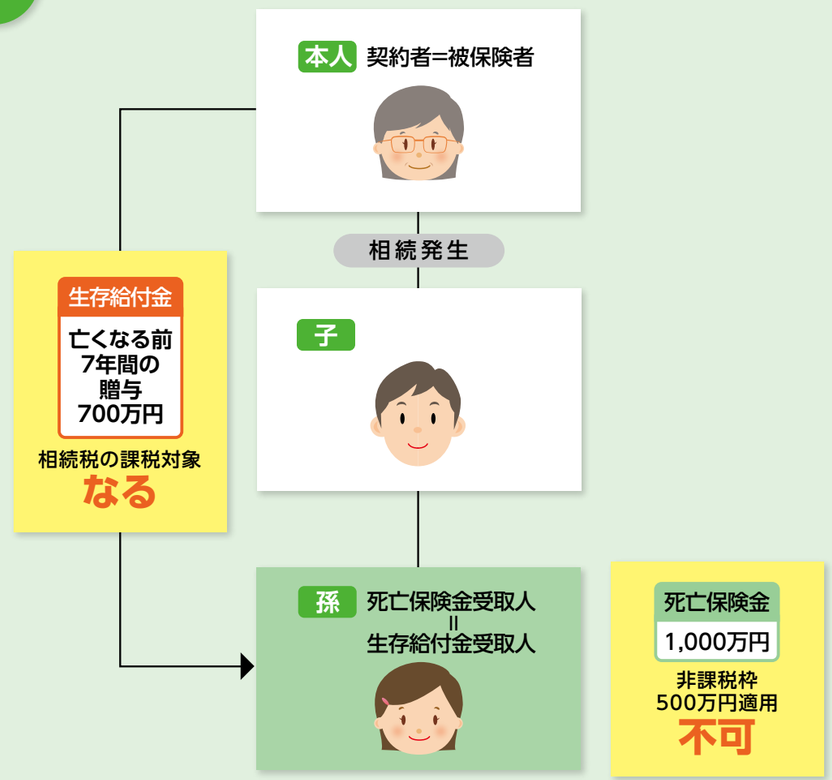

孫が受け取った死亡保険金は遺贈*となりますので、相続開始前7年以内に贈与を受けた財産は、相続税の課税対象となります。

＊ 遺贈とは

遺言によって、遺言者の財産の全部または一部を贈与することをいい、遺贈により法定相続人以外にも財産をのこすことができます。死亡保険金受取人は法定相続人である必要はありませんが、法定相続人に当たらない孫を死亡保険金受取人にしていた場合、死亡保険金は相続税の計算上、遺贈とみなされます。

このような点にもご留意ください

- 孫は法定相続人ではないということで、死亡保険金の非課税枠「500万円×法定相続人の数」は適用されずに孫が受け取った死亡保険金については、その全額が相続税の課税対象となります。
- さらに、孫の相続税は2割加算されます。

※それぞれ代襲相続となる場合は除く

・本契約例は、孫において事例の生命保険以外に相続財産が無い場合を前提としております。例えば、他の生命保険において孫が死亡保険金受取人になっている場合等は考慮しておりません。

・本税務取り扱いの内容は2025年1月1日現在の税制に基づく一般的な解説であり、今後の税制改正等により、将来変更される可能性があります。個別の税務取り扱いについては、所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

アフターサービスについて

ご契約後にお届けする書類

ご契約後、三井住友海上プライマリー生命より、以下の書類をお届けします。

ご契約後	**保険証券／生命保険料控除証明書／ご家族登録サービスのご案内　等** 契約者あてに転送不要・簡易書留で郵送します。
毎 年	**ご契約状況のお知らせ** 毎年1回、契約者あてにご案内*します。 ＊ 郵送でご案内する以外に、インターネットでもご照会いただけます。
	生存給付金のお受け取りに関する事前案内 毎年1回、生存給付金支払日の約3カ月前に三井住友海上プライマリー生命から契約者あてに郵送します。 ※契約者以外の方が生存給付金受取人となる場合（生前贈与）、生存給付金支払日の約2カ月前に生存給付金受取人あてに事前案内を郵送します。 ※契約者が生存給付金支払日を指定または変更することにより、郵送されない場合があります。
生存給付金の振り込み後	**お支払いのお知らせ** 生存給付金のお振り込み後、三井住友海上プライマリー生命から郵送します。

※記載の内容は、2025年4月現在のものであり、将来変更が生じる場合があります。

お客さまサポート

ご契約後、以下のサービスをご利用いただけます。

ホームページ　プライマリー生命マイページ

- ご契約内容の照会
- 住所変更
- 生命保険料控除証明書の再発行 等

本サービスは、ご契約後に下記ホームページから、ご利用いただけます。

三井住友海上プライマリー生命
ホームページ
https://www.ms-primary.com

※仮パスワードがお手元にない場合や不明な場合は、新規ご登録画面へアクセスしてください。仮パスワードの発行ができます。

【ご利用までの流れ】

1. ログイン画面　三井住友海上プライマリー生命のホームページよりログイン画面へアクセスしてください。契約成立後にお送りする保険証券に同封する挨拶状に、ログイン時に必要な仮パスワードをご案内しております。お客さま番号と仮パスワードにてログインのうえ、メールアドレスをご登録ください。
2. 認証コードの入力　ご登録いただいたメールアドレス宛にお送りする認証コードを入力してください。
3. ログイン完了　任意のパスワードに変更して、マイページをご利用ください。

お電話　ご契約者さま専用ダイヤル

- ご契約内容の照会
- 各種お手続きのご案内・各請求書類のお取り寄せ

※証券番号または保険証券に記載のお客さま番号をお手元にご用意のうえ、ご契約者さまよりお問い合わせください。
※お電話の受付時間によっては、当日でのお手続きとならない場合があります。

三井住友海上プライマリー生命　お客さまサービスセンター
フリーダイヤル 0120-81-8107（ハイ、パートナー）
受付時間:月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～午後5時

Web版「ご契約状況のお知らせ」のご案内

三井住友海上プライマリー生命では、環境負荷低減のため、インターネット上で閲覧・ダウンロードいただけるWeb版の「ご契約状況のお知らせ」*をご提供しています。

＊ ご契約内容や各種情報を確認いただくために、定額商品は年に1回、変額商品は年に4回お送りしている書類です。

【ご契約状況のお知らせWebのご登録方法】

・プライマリー生命マイページよりご登録いただけます。
・ご契約状況のお知らせWebにご登録されない場合は、「ご契約状況のお知らせ」を書面で郵送します。

安心してご契約を継続いただくためのサービスのご案内

三井住友海上プライマリー生命では、契約者・受取人が、末永く安心して保険契約をご継続いただくために、様々なサービスをご用意しています。

ご家族登録サービス

私だけが契約内容を把握しているのが不安だわ･･･

「ご家族登録サービス」にご登録いただくと、登録されたご家族の方からご契約内容を照会いただくことが可能です。ご登録いただけるご家族は、契約者1名に対し1名のみとなります。
保険証券に同封している申込書でお申し込みいただけます。

指定代理請求特約

将来、寝たきり等で住所変更や口座変更等の手続きができなくなってしまったら、どうしたらよいだろう･･･

生存給付金受取人が認知症や寝たきりで意思判断能力が無くなってしまい、住所変更や口座変更等の請求ができない場合、あらかじめ**「指定代理請求特約」**を付加いただくことで、ご指定いただいた指定代理請求人が、生存給付金受取人に代わって住所変更や口座変更等を請求することが可能です。

※指定代理請求特約は被保険者と生存給付金受取人が同一人である場合のみ付加することができます。

その他お困りごと

将来、認知症等で、各種手続きができなくなってしまったら、どうしたらよいだろう･･･

契約者が認知症や寝たきりで意思判断能力が無くなってしまい、各種お手続きができない場合でも、受取人・ご家族等からお客さまサービスセンターにご連絡いただければ、ご事情に応じた個別のご相談をお伺いいたします。

契約概要

この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項の内、特にご確認いただきたい事項を記載しております。

記載のお支払事由やお支払いに際しての制限事項は、概要を示しております。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、**「ご契約のしおり・約款」**に記載しておりますのでご確認ください。

1 この保険の仕組みは次の通りです。

この保険は、契約通貨（米ドル・豪ドル・円）と生存給付金支払回数・終身保障倍率をご選択いただき、契約通貨建てで運用しながら、所定の生存給付金を支払う仕組みの通貨選択・生存給付金あり型の保険です。

『想いの架け橋２』の正式名称は、通貨選択型特別終身保険です。

※ この保険には、あらかじめ「生存給付金支払日指定特約」が付加されています。

- 生存給付金は、毎年の生存給付金支払日に被保険者が生存されている場合にお支払いします。
- 初回の生存給付金支払日は、契約日または契約日から翌年の契約応当日までの日のいずれかを任意で指定いただくことができます。２回目以降は、初回の生存給付金支払日の毎年の応当日となり、その日を変更することもできます。
- 被保険者が死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。
  ※ 死亡保険金については、P.35の「3.保障の内容は次の通りです。」をご参照ください。
- 一生涯の死亡保障の「あり」「なし」を選択することができ、「なし」の場合（ 終身保障倍率０倍）は生存給付金として全額をお受け取りいただけます。

この保険は、為替相場の変動や市場金利の変動等により損失が生じるおそれがあります。なお、解約払戻金額と生存給付金既払額の合計額や保険金等の合計額が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

※ 詳しくは、「注意喚起情報」P.48の「2.市場の変動により損失が生じるおそれがあります。」をご参照ください。

【イメージ図（生存給付金支払日を契約日（2回目以降は契約応当日）とした場合）】

積立利率適用期間満了まで生存給付金をお支払いする場合
［生存給付金支払回数20回、終身保障倍率5倍の場合（終身保障あり）］

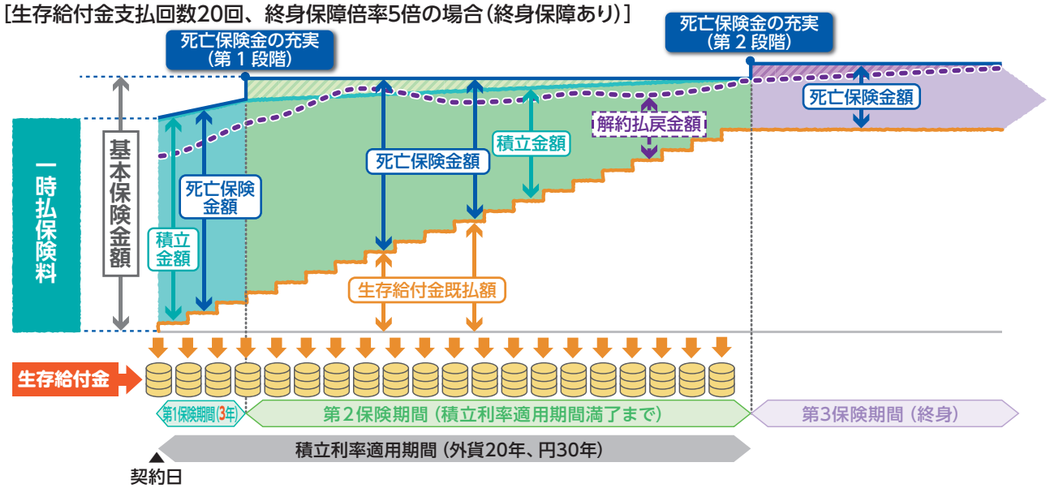

積立利率適用期間中に生存給付金のお支払いが終了する場合
［生存給付金支払回数10回、終身保障倍率5倍の場合（終身保障あり）］

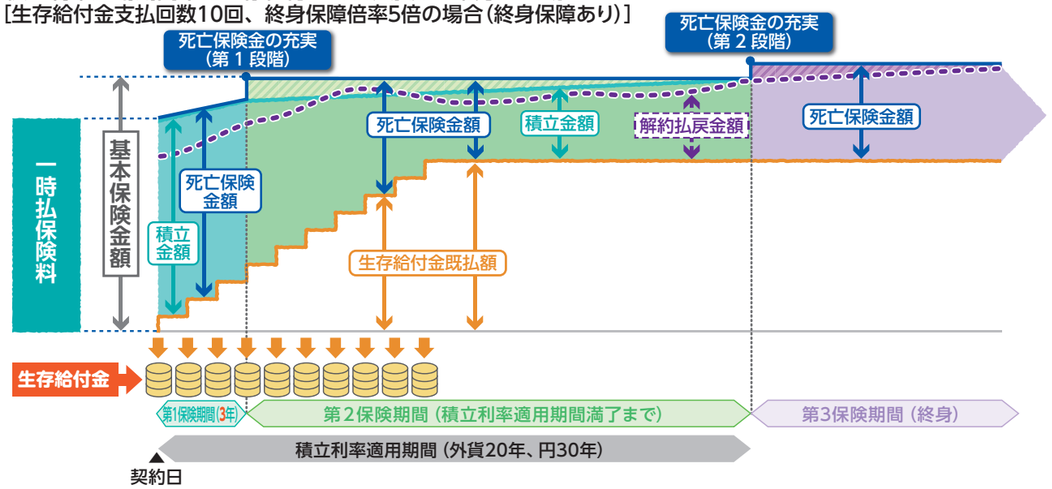

基本保険金額の全額を生存給付金としてお支払いする場合
［生存給付金支払回数10回、終身保障倍率0倍の場合（終身保障なし）］

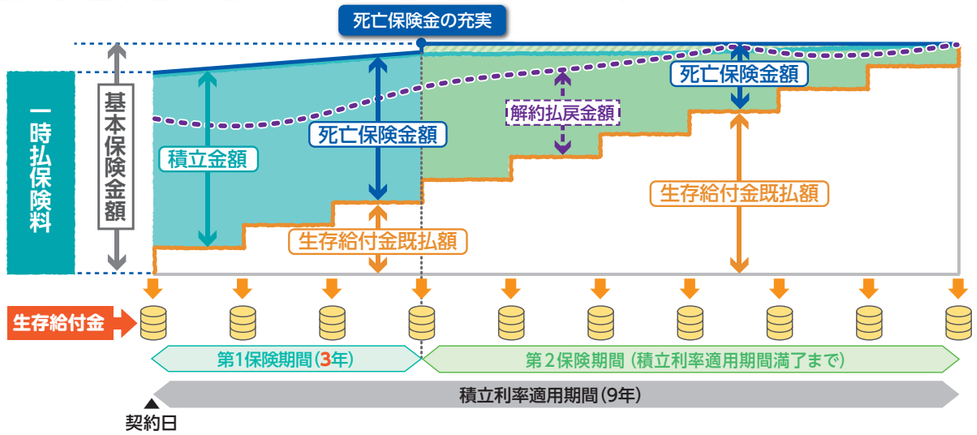

※上図はイメージ図であり、将来の生存給付金額、死亡保険金額、解約払戻金額等を保証するものではありません。

2 積立利率は次の通りです。

- 積立利率は、三井住友海上プライマリー生命所定の日に設定されます。したがって、申込日と契約日が異なる場合、申込時の積立利率と契約に適用される積立利率が異なる場合があります。また、市場金利の影響等で積立利率が設定されずご契約いただけない場合があります。最新の情報は、募集代理店または三井住友海上プライマリー生命ホームページ等でご確認ください。
- 契約に適用される積立利率は、積立利率適用期間中に変更されることはありません。
- 積立利率は、積立利率適用期間、生存給付金支払回数、終身保障倍率および契約通貨に応じて三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費を差し引いた利率です。
  ※ 詳細については、「注意喚起情報」P.45の「1.諸費用に関する事項の概要については次の通りです。」をご確認ください。
- 払込保険料が20万米ドル・20万豪ドル・2,000万円以上の場合、積立利率を上乗せします。
  ※ ご契約時の金利環境等によって、契約通貨・生存給付金支払回数・終身保障倍率の組み合わせにおいて積立利率の上乗せを行わない場合があります。
  ※ 第3保険期間については、積立利率の上乗せはありません。
- 積立金額は、経過年月数に応じて計算されます。計算にあたっては、死亡保険金を支払うための費用等が差し引かれます。そのため、積立金額は、積立利率で複利運用されるものではありません。
- 積立利率は、積立利率適用期間満了時における解約払戻金額と生存給付金既払額の合計額の、一時払保険料に対する実質的な利回りとは異なります。

3 保障の内容は次の通りです。

- 保険期間中に被保険者が死亡された場合、死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。

死亡保険金	被保険者が死亡された日の下記保険金額と解約払戻金額のいずれか大きい額 ＜保険金額＞	
	第1保険期間中	積立金額＜＊1＞＜＊2＞
	第2保険期間中	基本保険金額－生存給付金額×既に到来した生存給付金支払日の回数＜＊2＞
	第3保険期間中	第2保険期間満了日の保険金額＜＊2＞＜＊3＞に基づき、その翌日における被保険者の年齢および性別に応じたその時点の予定利率等により計算した額

＜＊1＞ 生存給付金支払日を契約日（2回目以降は契約応当日）以外に指定している場合、「積立金額＋積み立てている生存給付金額」と読み替えます。

＜＊2＞ 生存給付金支払停止特約を付加し、積立生存給付金がある場合は、積立生存給付金を加えます。

＜＊3＞ 第3保険期間で最終回の生存給付金を支払う場合は、第2保険期間満了日の保険金額から生存給付金額を控除した額に基づき計算します。

ご注意

- 免責事由に該当する時には、死亡保険金のお支払いができないことがあります。免責事由について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 終身保障倍率0倍を選択した場合、第3保険期間はありません。

- 毎年の生存給付金支払日に被保険者が生存されている場合、生存給付金を生存給付金受取人にお支払いします。
- 生存給付金支払日を契約日（2回目以降は契約応当日）以外に指定している場合、指定いただいた生存給付金支払日まで生存給付金を三井住友海上プライマリー生命所定の利率で積み立て、生存給付金のお支払いの際、その利息を加えてお支払いします。（死亡保険金または解約払戻金等のお支払いにおいても同様の利息をお支払いします。）

生存給付金	基本保険金額÷（生存給付金支払回数＋終身保障倍率）

- 生存給付金の支払いを停止することができます。その場合、支払いを停止した生存給付金については、所定の利率で運用し、終身保障倍率によって、下記のとおり取り扱います。

終身保障倍率0倍	最終回の生存給付金支払時に契約者にお支払いします。
終身保障倍率0倍以外	第3保険期間の保険金額を計算する原資に加算します。

ご注意

- 生存給付金の支払いを停止した場合、以後、生存給付金の支払いを再開することはできません。
- 生存給付金支払日を1回以上迎えたご契約のみ支払いを停止することができます。
- 支払いを停止した生存給付金については、主契約の積立利率とは異なる、三井住友海上プライマリー生命所定の利率で運用します。この利率は、生存給付金支払日およびその年単位の応当日ごとに毎年適用されます。

4 この保険には配当金はありません。

この保険は無配当保険ですので、配当金はありません。

5 この保険の主な特約は次の通りです。

● 終身保障不担保特約

終身保障倍率を0倍とします。なお、最終回の生存給付金支払日をもって契約は消滅し、以後の保障はなくなります。

● 円入金特約

外貨建契約の保険料を円でお払い込みいただけます。円で受領した保険料は、三井住友海上プライマリー生命が受領する日＜＊1＞における所定の為替レートを用いて外貨（米ドル／豪ドル）に換算し、外貨建一時払保険料として受領します。

● 外貨入金特約

外貨建契約の保険料を契約通貨と異なる外貨（米ドル／豪ドル）でお払い込みいただけます。契約通貨と異なる外貨で受領した保険料は、三井住友海上プライマリー生命が受領する日＜＊1＞における所定の為替レートを用いて契約通貨に換算（豪ドル→米ドル／米ドル→豪ドル）し、一時払保険料として受領します。

● 円支払特約

外貨建ての死亡保険金、解約払戻金等を円でお支払いします。円に換算する為替レートは、三井住友海上プライマリー生命が請求を受け付けた日＜＊1＞における所定の為替レートとなります。

● 生存給付金円支払特約

外貨建契約の生存給付金を円でお支払いします。円に換算する為替レートは、生存給付金支払日の前営業日＜＊2＞における所定の為替レートとなります。

● 円建支払額設定特約

外貨建契約について、生存給付金の指定上限額（10万円以上1万円単位（契約日におけるTTMで円換算した生存給付金額の20％～130％の範囲内））を円で設定します。生存給付金の円換算額が指定上限額を超えた場合は指定上限額をお支払いし、下回った場合はその円換算額をお支払いします。なお、指定上限額を超えた部分は契約通貨建て（Ⅰ型）または円建て（Ⅱ型）で繰越準備金として積み立て、以後の生存給付金の円換算額が指定上限額未満となった場合、この繰越準備金から充当します。

● 円建支払額設定特約（外貨支払用）

外貨建契約について、生存給付金の指定上限額（10万円以上1万円単位（契約日におけるTTMで円換算した生存給付金額の20％～130％の範囲内））を円で設定します。生存給付金の円換算額が指定上限額を超えた場合は指定上限額を契約通貨に換算してお支払いし、下回った場合はその円換算額を契約通貨に換算してお支払いします。なお、指定上限額を超えた部分は契約通貨建てで繰越準備金として積み立て、以後の生存給付金の円換算額が指定上限額未満となった場合、この繰越準備金から充当します。

● 円建支払額設定特約（円建契約用）

円建契約について、生存給付金の指定上限額（10万円以上1万円単位（生存給付金額の20％～130％の範囲内））を円で設定します。生存給付金額が指定上限額を超えた場合は指定上限額をお支払いし、下回った場合はその下回った金額をお支払いします。なお、指定上限額を超えた部分は繰越準備金として積み立て、以後の生存給付金が指定上限額未満となった場合、この繰越準備金から充当します。

● 遺族年金支払特約

被保険者が死亡された場合に、死亡保険金の全部または一部を、一括でのお支払いにかえて年金形式でお支払いします。

● 指定代理請求特約

あらかじめ指定された指定代理請求人が、生存給付金受取人にかわって生存給付金を請求することができます。

● 生存給付金支払停止特約

生存給付金支払日を1回以上迎えた場合に生存給付金のお支払いを停止することができます。生存給付金の支払いを停止した場合、以後、生存給付金の支払いを再開することはできません。

＜＊1＞ その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直後に到来するその金融機関の営業日とします。

＜＊2＞ その日が、所定の為替レートの指標として三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の休業日の場合は、その日の直前のその金融機関の営業日とします。ただし、その日が、契約日以前の日となる場合は直後の金融機関の営業日とします。

※ 特約について詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

6 ご契約のお引き受けは次の範囲となります。

契約通貨		米ドル	豪ドル	円
一時払保険料	最低保険料	3万米ドル（1米ドル単位）	3万豪ドル（1豪ドル単位）	300万円（1万円単位）
		※円入金特約・外貨入金特約を付加した場合は、払込通貨により判定します。		
	最高保険料	基本保険金額が契約日における円入金特約で適用する為替レートで換算して10億円となる保険料		基本保険金額が10億円となる保険料
契約年齢（契約日における被保険者の満年齢）		0歳～90歳		
生存給付金支払回数		3回・5回・7回・10～20回		10～30回
終身保障倍率		0倍・1倍・3倍・5倍・10倍		0倍・5倍・10倍

【生存給付金支払回数と終身保障倍率の組み合わせ】

生存給付金支払回数と終身保障倍率の組み合わせにつきましては、以下の通りとなります（「－」はお取り扱いしない組み合わせ）。

		終身保障倍率							
		米ドル・豪ドル					円		
		0倍	1倍	3倍	5倍	10倍	0倍	5倍	10倍
生存給付金支払回数	3回	－	○*	－	－	－	－	－	－
	5回	○*	－	○	－	－	－	－	－
	7回	○	－	－	－	－	－	－	－
	10回	○	○	○	○	－	○	○	－
	11～20回	○	○	○	○	○	○	○	○
	21～30回	－	－	－	－	－	○	○	○

＊ 契約年齢が76歳以上のお取り扱いとなります。
※通貨・金利環境等により一部のお取り扱いを停止する場合があります。

積立利率適用期間		契約日から20年	契約日から30年
		※終身保障倍率0倍を選択した場合は、生存給付金支払回数から1を差し引いた年数となります。	
保険期間	第1保険期間	契約日から3年	
	第2保険期間	契約日の3年後から積立利率適用期間満了まで	
	第3保険期間	積立利率適用期間満了後、終身 ※終身保障倍率０倍を選択した場合、第３保険期間はありません。	
契約者		被保険者の3親等以内の血族または配偶者	
死亡保険金受取人		被保険者の3親等以内の親族または6親等以内の血族	
生存給付金受取人		契約者本人、契約者の3親等以内の親族または6親等以内の血族 なお、契約者と被保険者が異なる場合は契約者または被保険者	
保険料の払込方法		一時払のみ ※一時払保険料の払込経路は、三井住友海上プライマリー生命が指定する金融機関の口座への送金となります。	
増額／一部解約		お取り扱いいたしません	

※同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額は、契約日時点の円換算額を合算し、この合算額の上限は10億円となります。（既契約については、その既契約の契約日時点における換算レートを適用します。）なお、本商品の既契約については、基本保険金額から生存給付金支払日が到来している生存給付金の総額を控除した額が通算対象額となります。（ただし、生存給付金支払停止特約により支払いを停止した生存給付金については控除しません。）
※契約日以降はご選択いただいた契約通貨、生存給付金支払回数、終身保障倍率を変更することはできません。

7 解約される場合には次の内容をご注意ください。

- 保険期間中であればいつでも、ご契約を解約して解約払戻金を受け取ることができます。ただし、ご契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- 積立利率適用期間中の解約による払戻金額は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格より、契約日からの経過年数に応じた解約控除額を差し引いた金額となります。
- 解約払戻金額は、解約日が積立利率適用期間中または積立利率適用期間後によって次の通り計算されます。

【解約日が積立利率適用期間中の場合】

解約払戻金額 ＝ ①市場調整価格 － ②解約控除額

①市場調整価格 ＝ A 解約日の積立金額*1 － B 市場調整額

市場調整額は次の通りとします。ただし、解約日における被保険者の年齢*2が105歳を超える場合、市場調整額は0（ゼロ）とします。

$$\text{市場調整額} = \text{未到来生存給付金総額} \times \left\{ \left(\frac{1}{1+i}\right)^{\frac{\text{残存月数 1}}{24}} - \left(\frac{1}{1+j}\right)^{\frac{\text{残存月数 1}}{24}} \right\} + \text{終身保障金額} \times \left\{ \left(\frac{1}{1+i}\right)^{\frac{\text{残存月数 2}}{12}} - \left(\frac{1}{1+j}\right)^{\frac{\text{残存月数 2}}{12}} \right\}$$

i ： 適用している積立利率の計算に用いた合成指標金利
j ： 解約日において、契約内容が同一の保険契約を新たに締結する場合の積立利率の計算に用いる合成指標金利
未到来生存給付金総額：解約日における未到来の生存給付金支払日*3の回数×生存給付金額
終身保障金額：生存給付金額×終身保障倍率
※終身保障倍率0倍の場合は0です。

残存月数1： 解約日から最終回の生存給付金支払日*3の前日*4までの月数（端数日は切り上げます）。ただし、当該月数が121カ月以上の場合は当該月数×0.5+60カ月
残存月数2： 解約日から積立利率適用期間満了日の翌日*4までの月数（端数日は切り上げます）。ただし、当該月数が121カ月以上の場合は当該月数×0.5+60カ月

*1 生存給付金支払日を契約日（2回目以降は契約応当日）以外に指定した場合、「積立金額」を「積立金額+積み立てている生存給付金額」と読み替えます。
*2 契約日における被保険者の年齢は満年で計算（1年未満の端数は切り捨てます）し、以後、契約日の年単位の応当日ごとに1歳を加えて計算します。
*3 生存給付金支払日を契約日（2回目以降は契約応当日）以外に指定した場合、「生存給付金支払日」を「指定前生存給付金支払日」と読み替えます。
*4 その日における被保険者の年齢*2が105歳を超える場合、被保険者の年齢が105歳に到達する契約日の年単位の応当日とします。

②解約控除額 ＝ 一時払保険料 × 所定の解約控除率*5

*5 解約控除率については、「注意喚起情報」P.45の「1.諸費用に関する事項の概要については次の通りです。」をご参照ください。

【解約日が積立利率適用期間後の場合】

解約払戻金額 ＝ 保険金額に応じて積立利率適用期間満了日の翌日から解約日までの経過年月数により計算した金額

● 生存給付金支払停止特約による積立生存給付金や、円建支払額設定特約等による繰越準備金がある場合は、その額を解約払戻金額に加算します。

ご注意

積立利率適用期間中は、市場調整および解約控除により、解約払戻金額と生存給付金既払額の合計額が、一時払保険料を下回る可能性があります。

【積立利率適用期間中の解約払戻金の例】

＜契約例＞被保険者の契約年齢：65歳　性別：男性　一時払保険料：117,650米ドル
契約通貨：米ドル　積立利率：2.86％　契約日の合成指標金利：4.71％　終身保障倍率：5倍
生存給付金支払回数：10回　生存給付金支払日：初回は契約日、2回目以降は契約応当日

（単位：米ドル）

経過年数	積立金額	解約日の合成指標金利ごとの解約払戻金額		
		5.71％（＋1％）	4.71％（±0％）	3.71％（－1％）
1年	101,130	89,338	95,012	101,322
3年	87,103	78,960	83,573	88,714
5年	71,718	66,307	70,071	74,280
7年	55,461	51,822	54,990	58,541
9年	38,264	35,391	38,264	41,470
11年	39,937	37,280	39,937	42,860
13年	41,670	39,383	41,670	44,139
15年	43,492	41,684	43,492	45,407
17年	45,469	44,268	45,469	46,716
19年	47,730	47,287	47,730	48,182
20年	49,035	49,035	49,035	49,035

※ 上表は、契約応当日を基準に計算して表示しています。
※（　）内は、契約日の合成指標金利と解約日の合成指標金利の差を表示しています。

【市場調整について】

● この保険は、主に契約通貨建ての債券で運用しており、解約時等に、その価値の変化を、解約払戻金に反映します。

● この仕組みを、「市場調整」といいます。

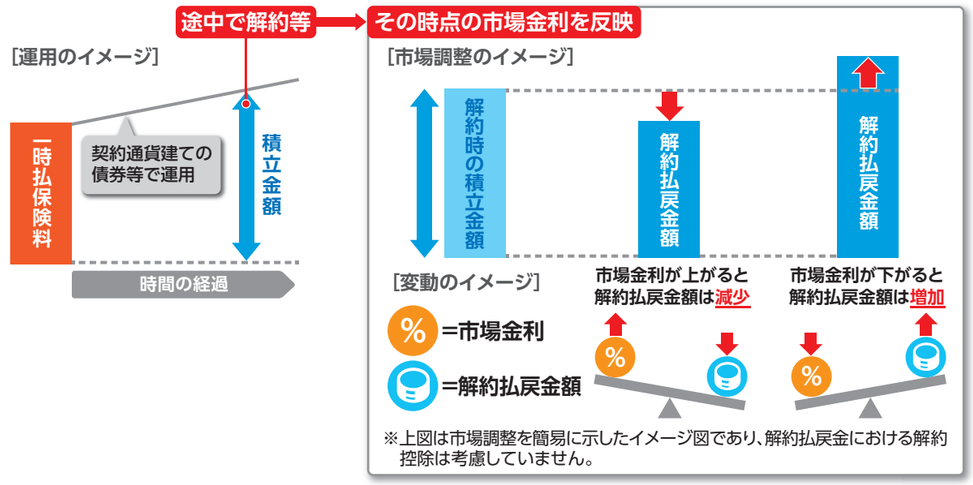

8 ご負担いただく費用は次の通りです。

諸費用については、「注意喚起情報」P.45の「1.諸費用に関する事項の概要については次の通りです。」をご参照ください。

9 この保険には為替リスクがあります。

死亡保険金、解約払戻金等のお受け取りは全て契約通貨となります。契約通貨と異なる通貨でお受け取りになる場合には、為替リスクの影響により、損失が生じるおそれがあります。

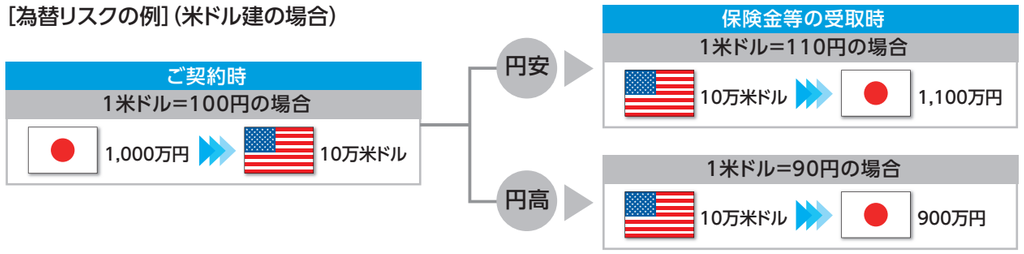

この保険の為替リスクについては、「注意喚起情報」P.48の「2.市場の変動により損失が生じるおそれがあります。」をご参照ください。

10 金銭の授受は原則契約通貨です。

この保険に係る金銭の授受は原則として契約通貨で行います。なお、外貨を受け取る場合には、外貨を受領できる口座が必要になります。また、口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかることがございますので、あらかじめご了承ください。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みに際して特にご注意いただきたい重要な事項を記載しております。

「注意喚起情報」の他、お支払事由および制限事項等の詳細やご契約の内容に関する事項は**「ご契約のしおり・約款」**に記載しておりますのでご確認ください。

1. 諸費用に関する事項の概要については次の通りです。

● ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

● 第１保険期間中および第２保険期間中にご負担いただく費用

・ 積立利率は、積立利率適用期間および契約通貨に応じて、以下の指標金利を、終身保障倍率と生存給付金支払回数により加重平均した利率（合成指標金利）の上下1.0％の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費を差し引いた利率です。

※ 保険関係費とは、新契約の締結に必要な費用として新契約費率、保険契約の維持に必要な費用として維持費率、運用債券の債務不履行に備えるための信用コスト率をいいます。

（１）積立利率適用期間および契約通貨に応じた指標金利

（２）生存給付金支払回数×0.5年（端数年は切り捨てます）および契約通貨に応じた指標金利

なお、この積立利率は、契約日、契約通貨、積立利率適用期間、生存給付金支払回数、終身保障倍率によって異なります。

・ 第２保険期間中は、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。この費用は、被保険者の年齢および性別等によって異なるため、その計算方法は表示することができません。

● 第３保険期間中にご負担いただく費用

第３保険期間の死亡保険金額は、死亡保険金を支払うための費用および保険契約の維持などに必要な費用を控除する前提で算出されます。これらの費用については、第３保険期間開始日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の予定利率等に基づいたものとなるため、ご加入時には定まっていません。

● 外貨で契約を締結することで生じる費用

・ 一時払保険料の振り込み、保険金等の受け取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。

・ 一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合と保険金等を円で受け取る場合の為替レートには為替手数料が反映されており、当該手数料をご負担いただきます。

保険料を円で入金する場合の円入金特約レート	TTM＋50銭
保険料を契約通貨と異なる外貨で入金する場合の外貨入金特約レート	（契約通貨のTTM＋25銭）÷（払込通貨のTTM－25銭）
生存給付金を除く保険金等を円で受け取る場合の円支払特約レート	TTM－50銭

※ 生存給付金を円で受け取る場合の為替レートは、TTMが適用されます。

● 遺族年金支払特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

項目	目的	費用	時期
年金管理費	ご契約の維持に必要な費用ならびに年金等を支払うための費用	年金額に対して１％	年金支払日に責任準備金から控除

※ 上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

● 解約時にご負担いただく費用

契約日から解約日までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じた解約控除率を一時払保険料に乗じ、その金額（解約控除額）を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

■契約日からの経過年数ごとの解約控除率

＜契約通貨が外貨の場合＞

1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満
終身保障倍率0倍／生存給付金支払回数5回					
2.0%	1.2%	0.6%	0.2%	－	
終身保障倍率0倍／生存給付金支払回数7回					
3.0%	2.1%	1.4%	0.8%	0.4%	0.1%
上記以外					
6.5%	5.2%	4.0%	3.0%	2.1%	1.4%

6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
終身保障倍率0倍／生存給付金支払回数5回				
－				
終身保障倍率0倍／生存給付金支払回数7回				
－				
上記以外				
0.8%	0.4%	0.1%	0%	0%

＜契約通貨が円の場合＞

1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満
終身保障倍率0倍／生存給付金支払回数10回～14回					
2.0%	1.6%	1.2%	0.9%	0.6%	0.4%
上記以外					
2.5%	2.2%	2.0%	1.7%	1.5%	1.2%

6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
終身保障倍率0倍／生存給付金支払回数10回～14回				
0.2%	0.1%	0%	0%	0%
上記以外				
1.0%	0.7%	0.5%	0.2%	0%

2. 市場の変動により損失が生じるおそれがあります。

● 為替リスクについて

この保険は、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、生存給付金、死亡保険金、解約払戻金等（以下、保険金等）受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等の合計額を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお払い込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。また、為替相場の変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも、為替手数料分の負担が生じます。

● 市場リスクについて

積立利率適用期間中にこの保険を解約する場合、運用資産（債券等）の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金額と生存給付金既払額の合計額が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

3 反社会的勢力に該当する場合、保険契約のお申し込みはできません。

契約者、被保険者、保険金・生存給付金等受取人が、次のいずれかに該当する場合は保険契約のお申し込みはできません。

- 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

また、契約締結後に反社会的勢力に該当することが発覚した場合は、将来に向かって契約を解除します。

4 お申し込みの撤回または契約の解除をすることができます。（クーリング・オフ制度）

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録によるお申し出により、契約のお申し込みの撤回または契約の解除（以下、お申し込みの撤回等）をすることができます。

【書面によるお申し出】
書面によるお申し込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力が生じます。
書面に下記内容をご記入のうえ、三井住友海上プライマリー生命宛に郵送してください。

＜郵送先＞
〒103-0028　東京都中央区八重洲1ー3ー7　八重洲ファーストフィナンシャルビル
三井住友海上プライマリー生命　クーリング・オフ担当

＜記入内容＞

記載いただく事項	記入例
①申込番号 （契約申込書の右下に記載があります。）	①ABXXXXXXX
②書面送付先	②三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
③お申し込みの撤回をする旨の意思表示	③申し込みの撤回を行います。
④お申し込みの撤回を希望する理由（任意）	④〇〇〇〇〇〇〇のため。
⑤募集代理店	⑤〇〇〇〇銀行
⑥一時払保険料の金額	⑥10,000,000円
⑦保険料送金済みの場合、返金口座 （申込者または契約者の本人口座）	⑦〇〇〇〇銀行　〇〇支店 普通△△△△△△△ 口座名義人　ホケン　タロウ
⑧住所	⑧東京都千代田区〇〇町〇〇
⑨電話番号（日中連絡先）	⑨03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
⑩生年月日	⑩昭和〇〇年〇〇月〇〇日
⑪契約者（申込者）フリガナ	⑪ホケン　タロウ
⑫契約者（申込者）氏名（自署）	⑫保険　太郎

【電磁的記録によるお申し出】
電磁的記録（申出フォーム）によるお申込みの撤回等は、お手続きの受付完了画面が表示された時に効力が生じます。三井住友海上プライマリー生命ホームページの「お問い合わせ」にある「クーリング・オフ制度（お申込みの撤回・契約の解除）」内の「クーリング・オフ申出フォームによるお手続き」よりお申し出ください。

お申し込みの撤回等があった場合は、三井住友海上プライマリー生命に保険料としてお払い込みいただいた通貨での金額を全額返還いたします。（外貨で保険料をご入金いただいた場合、外貨にて返還いたします。）

円入金特約または外貨入金特約を付加＜＊＞して、契約通貨と異なる通貨で保険料を払い込んだ場合、返還する通貨はお払い込みいただいた通貨となります。（例えば、円入金特約を付加して円でお払い込みいただいた場合は、円で同額を返還いたします。）
＜＊＞ 特約の付加に応じて三井住友海上プライマリー生命所定の為替手数料がかかります。

生存給付金受取人に生存給付金をお支払いしている場合は、そのお支払いした額を三井住友海上プライマリー生命へ全額返還いただきます。また、既にご契約者に生存給付金をお支払いしている場合は、一時払保険料からお支払いした額を差し引いて（相殺して）ご契約者に返還いたします。なお、生存給付金の支払通貨と一時払保険料の払込通貨が異なる場合、三井住友海上プライマリー生命から生存給付金をお支払いした日（ご契約者口座への送金日）の為替レートを適用します。

次の場合には、お申し込みの撤回等をすることはできません。

- お申込者またはご契約者が法人（会社）の場合、または個人事業主（雇用主）が事業としてご契約された場合
- ご契約の内容変更（特約中途付加など）の場合

お申し込みの撤回等の書面の投函または電磁的記録によるお申し出と行違いに保険証券が到着した場合や、お申し込みの撤回等に関するお問い合わせは、下記お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お客さまサービスセンター
（お問い合わせのみです。電話、FAXでのお申し出はできません。）
フリーダイヤル　0120-125-104
受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前９時～午後５時

円のご資金を金融機関等で、お申し込みの契約通貨（外貨）に交換して一時払保険料をお払い込みいただいた場合、次の点についてご注意ください。

- その金融機関所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。また、三井住友海上プライマリー生命指定の口座へ送金するための所定の手数料がかかる場合があります。
- 契約通貨（外貨）で同額を返還するため、外貨を受領できる口座が必要となり、その口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等がかかる場合があります。
- 契約通貨（外貨）で返還された保険料を円に交換する場合、交換する金融機関所定の為替手数料をご負担いただくこととなります。この場合、為替相場の変動により、円換算した金額が円のご資金を下回り、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がなかった場合（契約時の為替レートと同じ）でも、為替手数料分の負担が生じます。

5 告知は不要です。

この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

6 責任開始期、生命保険募集人の権限は次の通りです。

お申し込みいただいたご契約を三井住友海上プライマリー生命がお引き受けすることを決定（承諾）した場合には、一時払保険料を三井住友海上プライマリー生命が受領した日を契約日とし、この日より三井住友海上プライマリー生命は保険契約上の責任を負います。

生命保険募集人は、お客さまと三井住友海上プライマリー生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申し込みに対して三井住友海上プライマリー生命が承諾したときに成立します。

保険契約の成立後に変更等をされる場合にも、原則として三井住友海上プライマリー生命の承諾が必要となります。

7 以下のような場合、保険金等をお支払いできないことがあります。

被保険者が死亡されても、以下の通り保険金等をお支払いできないことがあります。

責任開始日から２年以内に被保険者が自殺した場合や、ご契約者または保険金等の受取人の故意により被保険者が死亡した場合等の免責事由に該当する時には、保険金等のお支払いができないことがあります。

重大事由によりご契約が解除された場合、保険金等をお支払いできないことがあります。代表的なものは次の通りです。

- ご契約者または保険金等の受取人が保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます）をした時
- ご契約者、被保険者、保険金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた時

詐欺による取り消しおよび不法取得目的による無効の場合、受け取った保険料は払い戻しいたしません。

- ご契約者、被保険者または受取人の詐欺または強迫を理由として保険契約を締結した時に、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を取り消した場合
- ご契約者が保険金等を不法に取得する目的、または他人に保険金等を不法に取得させる目的で保険契約を締結した時に、三井住友海上プライマリー生命がその保険契約を無効とした場合

8 解約払戻金は一時払保険料を下回ることがあります。

解約払戻金額は、解約日が積立利率適用期間中または積立利率適用期間後によって計算方法が異なります。

- 積立利率適用期間中は、市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格より、契約日からの経過年数に応じた解約控除額を差し引いた金額となります。
- 積立利率適用期間後は、保険金額に応じて積立利率適用期間満了日の翌日から解約日までの経過年月数により計算した金額となります。

詳細については、「契約概要」P.40の「7.解約される場合には次の内容をご注意ください。」をご参照ください。

9 保険金額等が削減されることがあります。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

三井住友海上プライマリー生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

※ 詳細につきましては、生命保険契約者保護機構（TEL：03-3286-2820）までお問い合わせください。

10 この保険には為替リスクがあります。

契約通貨が外貨の場合、為替リスクがあります。詳しくはP.48の「2.市場の変動により損失が生じるおそれがあります。」をご参照ください。

11 この保険は生命保険商品です。

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。

この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

12 前記の他、次の事項にご注意ください。

■ 保険契約の乗り換えについて

現在ご契約されている保険契約を解約・一部解約することを前提に新たな保険契約のお申し込みをされる場合、お客さまにとって不利益となることがありますのでご注意ください。

- 新たなご契約につきましては、被保険者の健康状態等によってはご契約をお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始日から2年以内の自殺、責任開始期前の発病等の場合には、保険金が支払われないことがあります。
- 現在のご契約を解約された場合、多くの場合は解約払戻金は払込保険料より少ない金額となります。また、特約を含めたご契約の効力は失われます。なお、新たなご契約のお取り扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

※ 上記は乗り換えに際して、お客さまに不利益と思われる一般的な事項を掲げております。保険商品によっては上記以外の事項もある場合がありますので、三井住友海上プライマリー生命へご相談ください。

■ 個人情報のお取り扱い・支払査定時照会制度について

三井住友海上プライマリー生命は、お客さまの個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用いたします。

個人情報に関する事項にご同意のうえ、保険契約をお申し込みください。ご同意いただけない場合は、お申し込みをお引き受けできません。

保険金等のご請求に関し、お客さまのご契約内容を照会させていただくことがあります。（支払査定時照会制度）

個人情報のお取り扱い・支払査定時照会制度の詳細については、「ご契約のしおり・約款」に記載しております。

■ お引き受けにあたっての重要な事項について

保険料を借入金で調達した場合、市場調整等によっては解約払戻金等が借入元利金を下回り、借入元利金を返済できなくなることがあります。このため、三井住友海上プライマリー生命では借入金を一時払保険料に充当することを前提としたご契約のお引き受けはしておりません。

次の場合にも、ご契約のお引き受けはしておりません。

- 被保険者が入院中の場合
  次のケースについても入院中に準じた取り扱いとなります。
  （1）継続入院中の一時帰宅
  （2）末期療養（ターミナルケア）のための帰宅
  （3）申込日以降の入院予定や検査入院
  （4）余命宣告を受けた場合
  （5）特別養護老人ホームおよび医療施設に準ずる施設（介護医療院、介護老人保健施設）に入所中もしくは入所予定
- ご契約者、被保険者、生存給付金受取人、死亡保険金受取人が、日本国内に居住していない場合、または永住目的の海外渡航予定がある場合

■ 生存給付金受取人の指定について

契約者は、ご自身以外の方を生存給付金受取人に指定する場合、必ず事前に、指定した生存給付金受取人に生存給付金の受け取りについて説明し、了解を得てください。

13 保険会社の商号と住所等は次の通りです。

商　号	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
住　所	〒103-0028　東京都中央区八重洲1-3-7　八重洲ファーストフィナンシャルビル
TEL	0120-125-104
ホームページ	https://www.ms-primary.com

14 税金のお取り扱いは次の通りです。

この保険は、契約通貨が外貨の場合、次の基準により外貨を円に換算したうえで、日本国内で販売される一般の生命保険契約と同様にお取り扱いいたします。円での入出金においては、円での実額を基準とします。外貨での入出金においては、表中の通りとします。

科目	円換算日	換算時為替レート
保険料	保険料領収日	対顧客電信売買相場の仲値（TTM）
生存給付金	生存給付金支払日（支払事由の発生日） （贈与税の対象となる場合）	対顧客電信買相場（TTB）
	生存給付金の支払日 （所得税の対象となる場合）	対顧客電信売買相場の仲値（TTM）
解約払戻金	請求受付日	対顧客電信売買相場の仲値（TTM）
死亡保険金	支払事由の発生日 （相続税の対象となる場合）	対顧客電信買相場（TTB）
	死亡保険金の支払日 （所得税の対象となる場合）	対顧客電信売買相場の仲値（TTM）

● 一時払保険料の税務

お払い込みいただいた保険料は、その年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。

● 生存給付金に対する課税（契約者と生存給付金受取人が同一人の場合）

生存給付金額から必要経費控除後の金額に対して、所得税（雑所得）＋住民税が課税されます。

● 生存給付金に対する課税（契約者と生存給付金受取人が別人の場合）

契約者と生存給付金受取人が別人の場合、贈与税の対象となります。

ご注意

- 指定上限額を超え、契約者本人の受け取りが発生した場合は、所得税（雑所得）＋住民税が課税されます。
- 暦年課税の場合、相続開始の日前7年以内に贈与を受けた財産は、原則として相続税の対象となります。毎年、贈与税の申告をしていた場合においても同様の取り扱いとなります。

● 解約払戻金に対する課税

解約時の差益に対し以下の通り課税されます。

終身保障倍率	契約日から5年以内の解約の場合	契約日から5年超の解約の場合
0倍	20%源泉分離課税	
1倍・3倍・5倍・10倍	所得税（一時所得）＋住民税	

● 死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税＜＊＞
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得） ＋住民税
本人	配偶者（子）	子（配偶者）	贈与税

＜＊＞「生命保険金の非課税枠（500万円×法定相続人数）＜相続税法第12条＞」が適用されます。

ご注意

- 税金のお取り扱いについての詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 所得税が発生する場合、2013年1月1日から2037年12月31日までの所得税に復興特別所得税が適用され、「基準所得税額×2.1%」が併せてかかります。
- 税制上のお取り扱いは2025年1月1日現在の税制に基づく一般的な解説であり、今後の税制改正等により、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務取り扱いについては所轄の税務署もしくは税理士等にご確認ください。

15 お支払いに関する手続きにあたっては次の内容をご注意ください。

お客さまのご請求に応じて保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけではなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明点が生じた場合等についても、速やかに三井住友海上プライマリー生命お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」または三井住友海上プライマリー生命ホームページ（https://www.ms-primary.com）に掲載しておりますので併せてご確認ください。

三井住友海上プライマリー生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

被保険者が生存給付金受取人である契約において、その生存給付金受取人に生存給付金を請求できない特別な事情がある時、契約者によってあらかじめ指定された指定代理請求人が、生存給付金受取人にかわって生存給付金を請求することができます。指定代理請求人を指定した際には、その指定代理請求人に、生存給付金の支払事由および代理請求ができることについてお伝えください（詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください）。

16 生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談、照会、苦情については下記までご連絡ください。

生命保険に関するお手続きや、ご契約に関する相談・照会・苦情につきましては、下記「お問い合わせ・ご相談受付先」までご連絡ください。

三井住友海上プライマリー生命 お客さまサービスセンター

お問い合わせ・ご相談受付先

フリーダイヤル
0120−125−104
受付時間:月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～17:00

17 この保険に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会です。

一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・ＦＡＸは不可）・来訪により生命保険に関する様々な相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（ホームページアドレス　https://www.seiho.or.jp/）
なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として１ヵ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

最後に、ご確認くだ さい

この商品は預金ではありません。

この商品は、生命保険です。預金とは異なり、元本保証はありません。

クーリング・オフ制度の対象です。
（お申し込みの撤回・契約の解除）

お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録によるお申し出により契約のお申し込みの撤回または契約の解除をすることができます。

クーリング・オフ制度についての詳細は、「注意喚起情報」P50～P51にてご確認ください。

［イメージ図］（書面で手続きする場合の例）

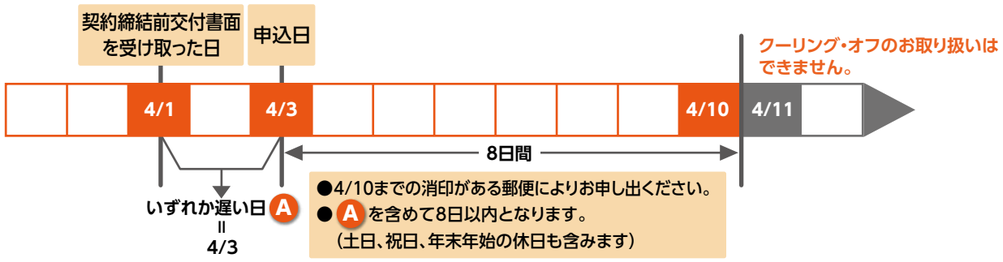

お客さまにご負担いただく費用があります。

この保険は、「第1保険期間中および第2保険期間中にご負担いただく費用」、「第3保険期間中にご負担いただく費用」、「外貨で契約を締結することで生じる費用」、「遺族年金支払特約による年金支払期間中にご負担いただく費用」、「解約時にご負担いただく費用」がかかります。

費用についての詳細は、「注意喚起情報」P45～P48にてご確認ください。

為替リスクの影響により、損失が生じる可能性があります。

死亡保険金、解約払戻金等のお受け取りはすべて契約通貨となります。契約通貨と異なる通貨でお受け取りになる場合には、為替リスクの影響により、損失が生じる可能性があります。

［為替リスクの例］（米ドル建の場合）

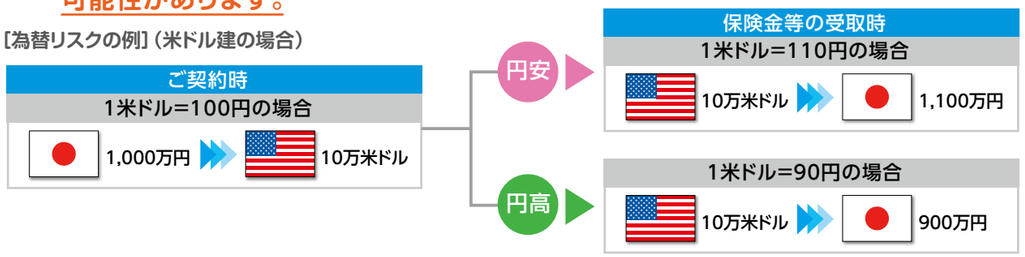

為替リスクについての詳細は、「注意喚起情報」P48にてご確認ください。

解約払戻金は、市場金利の影響を受けて増減します。

この保険は、主に契約通貨建ての債券で運用しており、解約時などに、その価値の変化を、解約払戻金に反映します。

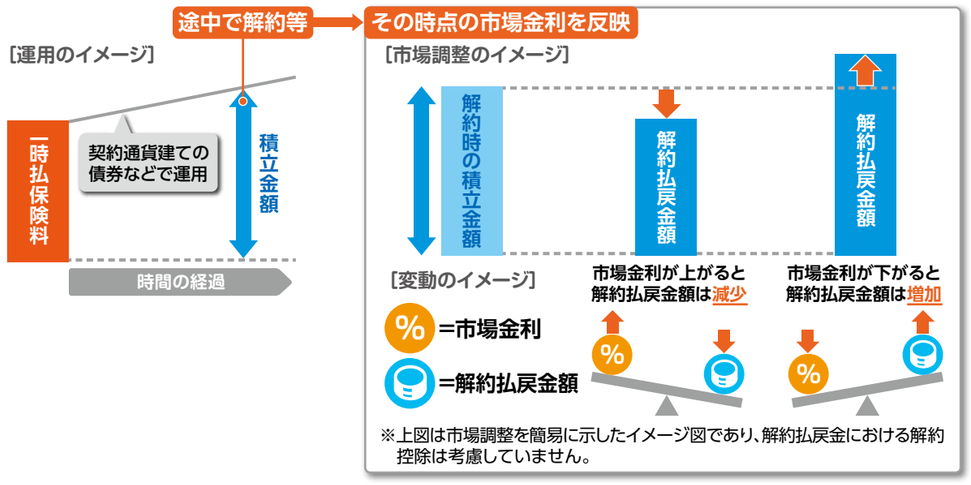

※上図は市場調整を簡易に示したイメージ図であり、解約払戻金における解約控除は考慮していません。

解約払戻金についての詳細は、「契約概要」P40～P42にてご確認ください。

外貨で受け取る場合には、外貨口座が必要です。

外貨で保険金等を受け取る場合には、契約通貨の外貨を受領できる口座が必要です。外貨でのお支払手続きは、円に比べてご指定口座に着金するまでに時間がかかることや、手数料等の実費がかかる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

MEMO

MEMO